
令和3年 第8回(定例)日南町議会会議録(第2日)

令和3年12月8日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和3年12月8日 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第83号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第3 議案第84号 日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第85号 日南町納税奨励条例の廃止について
- 日程第5 議案第86号 日南町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第87号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第88号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第89号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第90号 令和3年度日南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第91号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第92号 令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第93号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第94号 令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第95号 令和3年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 令和3年陳情第6号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第16 令和3年陳情第7号 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第83号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第3 議案第84号 日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第85号 日南町納税奨励条例の廃止について
- 日程第5 議案第86号 日南町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第87号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第7 議案第88号 日南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第89号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第90号 令和3年度日南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第91号 令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第92号 令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第93号 令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第94号 令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第95号 令和3年度日南町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 令和3年陳情第6号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第16 令和3年陳情第7号 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について

出席議員(10名)

1番 大西 保君	2番 岩崎 昭男君
3番 檀田 洋一君	4番 久代 安敏君
5番 近藤 仁志君	6番 荒木 博君
7番 古都 勝人君	8番 岡本 健三君
9番 坪倉 勝幸君	10番 山本 芳昭君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 花倉 幸江君 書記 花倉 順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中村 英明君	副町長 丸山 悟君
教育長 青戸 晶彦君	総務課長 木下 順久君
企画課長 實延 太郎君	建設課長 財原 積君
住民課長 浅田 雅史君	農林課長 坂本文彦君
福祉保健課長 渡邊 輝紀君	教育次長 村上 伴樹君
教育課長 段塚 直哉君	会計管理者 長崎 みよ君

農業委員会事務局長 松本道博君 病院事業管理者 …… 中曾森政君
病院事務部長 …… 福家寿樹君

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。昨日は、近藤議員の一般質問の途中に、会議システムの故障によりまして会議が中断をいたしました。御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和3年第8回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山本 芳昭君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

タブレットの一般質問答弁要旨ファイルをお開きください。10ページから11ページ。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 日本共産党の岡本健三です。12月定例会の一般質問を始めます。

さて、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株がこの日本へも迫っています。南アフリカなどで瞬く間に広がり、おとといには日本で3例目、日本人初の感染者が見つかりました。2年間に及ぶ新型コロナ禍ですが、まだまだ全く気を抜けません。

こんな中、政府・与党は依然として迷走を続け、子供への10万円給付の半額を900億円もの事務費用を使ってクーポン券で配ろうとしています。今こそ地方自治体には、政府の迷走から住民の命と暮らしを守る防波堤としての役割が一層求められています。国の補正予算で交付される地方創生臨時交付金の使い方と併せ、町の施策に大きな期待を寄せたいと思います。

それでは、質問に移ります。今回、私は新年度予算の策定も見据え、加齢性難聴者の補聴器導入への補助制度について、日野郡の医療連携について、給食費への補助の拡充について、国民健康保険税について、ごみ処理施設用地の候補地選定について、この5つをお聞きします。

まず、加齢性難聴者の補聴器導入への補助制度についてです。御存じのとおり、補聴器は大変高価な器具です。日本補聴器工業会の調査によると、補聴器の平均価格は片耳で15万円、両耳に装用すれば20万円から30万円が必要です。しかし、日本は欧米諸国に比べ、補聴器への補助制度が大変貧弱な国で、加齢性難聴者の補聴器に対する国の補助がありません。近年、この制度の不備を補う取組が地方自治体で進んでおり、今

年7月時点で、全国で35の市区町村が補聴器への補助を実施しています。鳥取県内では、御存じのとおり、湯梨浜町が先頭を切り、今年8月から補助制度を始めています。

日南町では、昨年3月定例会の一般質問で久代安敏議員が取り上げ、中村町長が住民の方の実態や要望を調査すると答弁されました。その後、そういった調査をされたのか、また、その結果はどうだったかをお聞きします。あわせて、町長は県や国へ要望できればよいとおっしゃっていましたが、そういった要望をされたのか、県、国からの回答はどうだったのかお聞きします。

次に、日野郡の医療連携についてです。このことについて、10月13日に日野病院長の孝田雅彦先生が御講演され、幾つかの点を指摘されましたので、それに沿ってここでは3点、お聞きします。

1つ目に、小児科医の確保についてです。日南病院での小児科医の確保は、第2期総合戦略でも触れられている大きな課題です。現状、日南病院だけで小児科医を確保するのが難しいようですが、日野郡の3つの医療機関で共同で雇用してはどうかというのが孝田院長の提案でした。これについて、現状を踏まえ、どのような将来展望を描いておられるかお聞きします。

2つ目に、MRIなど、最新医療機器の共用についてです。昨日の病院事業管理者の答弁にもありましたが、日南病院は線路沿いに建物があるため、強い磁力を発生するMRIの設置が難しいということでした。そのような状況であれば、なおさら日野病院にある検査機器を迅速かつ効果的に、検査機器が日南病院にあるのと変わりなく利用できることが患者さんの利益にかなうことだと思います。最新医療機器の共用について、現在の状況と将来的にどのようにするかお聞きします。

3つ目に、電子カルテの共有です。今申し上げた小児科医の共同雇用、最新医療機器の効果的な共用、いずれを実現するにも、ドクターが郡内の医療機関のどこにいてもカルテを自由に閲覧し記入できるというのが一つのポイントになると思います。実現へ向けた現在の状況と将来的な展望についてお聞きします。

次に、給食費への補助の拡充についてお聞きします。現在、給食費へは1食当たり25円が町から補助されています。2020年4月に補助が始まってから約1年半、これまでお聞きした限りでは、保護者の方からおおむね御好評を得ているとのことでしたが、改めてこの補助制度に対する教育長の評価をまずお聞きします。

さて、この1食当たり25円は、小学校では給食費の9.3%、中学校では7.8%の補助に当たります。一方、県西部地域では、伯耆町、大山町が給食費の半額補助をしており、保護者の方から大変好評を得ていると聞いています。さらに、大山町では町長が給食費の全額補助を提案するなど、この施策が大きな注目を集めています。日南町でもぜひ補助の割合を高め、保護者の方の経済的負担の軽減につなげていただきたいと思います。教育長の御見解はいかがでしょうか。

次に、これも子育て支援に関わることですが、国民健康保険税の子供の均等割の減免

についてお聞きします。この件は、全国知事会が再三国へ要望しており、私も一般質問などで何度も取り上げてきました。現状、生まれたばかりの乳児に税がかかるという、大変ひどい制度が続いているわけですが、ようやく来年度から未就学児に対しては国、県、町が合わせて均等割の5割を負担して、税負担を軽くすることが国の方針として決まっています。まず、この来年度からの制度変更へ向けた準備の状況をお聞きします。さらに、これまで均等割の減免のためには、システム変更に高額のコストが必要だとのお話がありましたが、来年度の制度変更の際には、必ずシステムの変更があるはずで、この際、国が示している減額にとどまらず、18歳以下の子供の均等割を全額免除するシステムへと変更してはいかがでしょうか。町長の御見解をお聞きします。

最後に、西部地域で進められているごみ処理の広域化についてお聞きします。新たなごみ処理施設を建設するに当たり、その最終処分場の候補地を選定し、12月までに用地選定委員会へ報告することが各市町村に求められています。この候補地の選定の進捗状況と、そして、もし既に候補地が決まっているのであれば、その場所とそこを選んだ理由をお聞かせください。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岡本健三議員の御質問にお答えします。

最初に、加齢性難聴者の補聴器導入への補助制度についてという御質問ですが、その中のその後の調査、要望の実施状況と結果についてという御質問です。

加齢による難聴者の現状や補聴器使用の状況につきましては、国も含め関連施策がなく、個々での対応となっていることや、それぞれの個人の程度や状況、嗜好が異なること、また、本人に自覚がないような潜在的な方もあり、実態の把握が難しい状況でございます。

令和2年度の日南病院の耳鼻咽喉科の新規の受診者ですけれども、月平均ではありますが6.8人でありました。また、介護認定の調査や福祉保健課の窓口におきましても、相談件数は皆無の状況でございます。現状として、障がい認定のない方が補聴器購入への助成で相談されたケースはない状況でございます。

今後の方針として、難聴者の状況につきましては、令和6年度に日南町老人福祉計画の策定に併せ、令和4年度に高齢者ニーズ調査を実施する予定でございますので、この策定に併せましてアンケートの調査にその項目を盛り込むなど、その状況の把握に努めます。また、町独自の補助制度の創設につきましては、現時点におきましては考えてはおりません。

続きまして、日野郡の医療連携の現状と将来展望につきましては、この後、病院事業管理者のほうから、また3番目の給食費への補助の拡充につきましては、教育長のほうから答弁をいたします。

続きまして、4番目の国民健康保険税について、その中の未就学児の均等割の5割軽減の制度変更に対する準備の状況についてという御質問でございますが、制度改正に伴うシステム改修は令和4年度の予算で4月から5月にかけて行う予定であります。令和4年度からの国庫補助では7月から納付を開始し、2月までの8期で納めていただくこととなります。対象者に対する制度説明などは、全国的な制度でありますから、国や県のアナウンスを見ながら、必要であれば別途行うことも検討していきたいというふうに思います。

次に、子供の均等割を全額免除とする町独自の制度化についての御質問ですが、国保制度に関連した法改正で、子供の均等割の減免は未就学児の均等割を一律に5割減免し、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1負担するという内容でございます。所得により、7割、5割、3割の軽減後の実際に支払う額を5割軽減する制度でございます。したがって、低所得者への軽減措置は継続しますので、現状でのさらなる支援は考えておりません。18歳までの全ての方に、特別医療制度により医療費の負担軽減を行っている現状からも、今のところは所得制限なしに全ての18歳以下の均等割を減免する考えはありませんが、全国の知事会、市長会、町村会はさらなる制度の拡充を求めていますので、今後につきましては、国や県の動向を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、5つ目のごみ処理施設用地の候補地の選定について、町内の最終処分場の候補地選定の進捗状況についてでございますが、本定例会の会期中に行われます議会の全員協議会におきまして報告の予定にしておりますが、候補地の選定作業は終わっております。

次に、その候補地の場所と選定の理由という御質問ですが、候補地を抽出する条件としまして、必要な敷地は約3.5ヘクタールという数字でございますが、生活用水の水源に近接する地域や上流域は適さないこととされております。また、保安林などの国の許可を要し、立地の自治体が難しい土地も対象外になります。そのほかにも町内で認知されております鎌倉山南方断層や日南湖断層付近も立地に適さない場所となります。これらの条件を考慮しますと、西部広域行政管理組合に対し、候補地はなかったと報告する予定としております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきますが、2番目の日野郡の医療連携状況と将来展望につきましては病院事業管理者から、また、3番目の給食費への補助の拡充という御質問につきましては、教育長のほうから答弁いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） 岡本健三議員の御質問にお答えします。私のほうからは、日野郡の医療連携の現状と将来展望について答弁いたします。

まず最初に、小児医の確保についてですが、現在、日南病院における小児科の診療は

毎週月曜日と木曜日の2回と毎月第3火曜日の午後に、小児循環器専門外来を鳥取大学病院小児科医局より医師を派遣していただいております。また、インフルエンザ予防接種時においても、11月と12月に、土曜日を2日間ずつ派遣していただいております。かねて、常勤医の要望を出しておりますが、現在、充足には至っておりません。

次に、最新医療機器の共用についてですが、日野病院はMRIと透析の設備があり、日南病院からも必要に応じて利用しております。MRI撮影は月に平均3人程度の依頼をしておるところです。また、透析患者については、先日の孝田院長の話では、日南町からの通院は7人との報告を聞いておるところです。

次に、電子カルテの共用についてですが、日南病院の電子カルテの業者と日野病院、江尾診療所が使用している業者は、元来違う業者の電子カルテを使用しております。各医療機関は、自院の電子カルテを院内のネットワーク環境を構築して職員が自身のID、パスワードを入力して使用しています。今回、日野病院の孝田先生が発表された日野郡医療連携の将来展望での一つの構想として、電子カルテの共有を提唱されました。日南、日野、江尾の3機関の電子カルテをネットワークで結び、どの医療機関でも患者の同意があればカルテを閲覧できるというものです。

日南病院としては、現状で共有のメリットに比べて、個人情報保護の観点やサイバー攻撃などのリスクがあることから、慎重な判断の上で結論を出すべきと考えています。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 岡本健三議員の御質問にお答えいたします。私のほうからは、給食費への補助の拡充について答弁いたします。

まず、米飯費の補助への評価は、という御質問ですが、町ではこれまで様々な子育て支援を実施し、保護者の経済的負担の軽減を行ってきました。学校給食に関しましては、本年度より1食当たり25円、1人当たり年間約5,000円の学校給食費を町で負担することにより、食材費の高騰に対し、給食費の徴収額を据え置き、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでおります。今年度実施しました給食に関する保護者アンケートにおきましても、学校給食費補助の取組にはほぼ全ての保護者から高い評価をいただいております。また、町内産、県内産の食材を使用することで地産地消を進めること、児童生徒の成長に必要な栄養量を確保すること、安心安全かつおいしく温かみのある献立を供給することなど、学校給食の果たす役割は大きく、子供たちが毎日楽しみにしてくれるような給食になることを期待しています。

そういう観点からも、今年度実施しています学校給食費の支援は継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、給食費負担のさらなる軽減については、先ほども申し上げましたが、日南町では様々な子育て支援の取組を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減に積極的に取り組んでいます。学校給食費につきましても、今年度より一部を町で負担し、保護者の経済

的負担の軽減に取り組んでおります。

このような取組を進める中、昨今、食材等の高騰が続いており、栄養価も考慮した安心安全な給食の提供が厳しい状況になってきております。今後の学校給食費支援の拡充による保護者負担の軽減につきましては、このような状況や社会情勢、他市町村の取組を踏まえた上で、保護者の意見等も参考にしながら、引き続き検討をしていく必要があると考えております。

以上、岡本健三議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） それでは、最初の補聴器への補助のことから順番に再質問していきます。

まず、難聴者の現状について、国の調査がないということでしたけれども、町長もおっしゃってた介護保険の認定調査、この中に聴力の項目があるんですけれども、この調査結果を町は把握しておられないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほどもおっしゃいましたが、国の調査結果につきましては掌握しておりませんが、ただ、町内に限ってということになりますと、そういった相談はなかったというのが現状だというふうに、先ほど答弁させていただいた状況かなというふうに判断しております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 補聴器の相談がなかったというのは分かりました。私がお聞きしているのは聴力ですよね、聴力、つまりよく聞こえるか、単純に言うと聞こえないかというような調査が、介護保険の調査認定、調査員の方がする調査の項目の中にあるはずですが、その結果を町はまとめて把握したり、福祉保健課の担当になるんですかね、されてないでしょうかという、そういうことをお聞きしてるんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） すみません、どういんでしょうか、先ほど申し上げましたけども、いわゆる介護認定に係る調査の関連の中で、といいたいでしょうか、そういったところで相談件数はありませんでしたという話をさせていただいておりますので、細かい実態的なところはちょっと原課でないとは分かりませんが、相対的には町内ではそういう状況だということは報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） この調査をまとめて、結果を把握するということができないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 統計的にはできないということではないにしても、やはり調査

員の皆さんも多忙ではありますし、項目もたくさんあるっていう話でありますので、そういった具体的なやっぱり相談的なところがどんどん上がってくるような状況でしたら、その辺のイメージはつくんだらうというふうに思っておりますが、介護保険の調査にしましても、新規の方でありますとか、更新の方でありますとか、そういったところで件数もたくさんありますので、そういった意味での中で、そういった事務的なところもさせていただいているというのが現状であります。その中で、改めて申し上げますけれども、そういった補聴器相談的なそういったところにつきましては、改めて調査数として拾っている状況ではないというふうに思っておりますが、詳細につきましては原課のほうで、もし、そういうところがあるようでしたら報告をさせたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 補聴器の件でございますが、介護認定調査の中ではなかなかこの補聴器の作製というところまでの相談に至ってないというのが現状であります。議員おっしゃるように、そういった聞こえにくいというような相談と申しますか、現状把握としてはあろうかというふうに思いますが、実際のところ、補聴器を作製に至るまでは、病院に受診をされて、実際にいろいろ検査をされてということになるかというふうに思います。

日南病院に限りますが、令和2年度につきましては、8名の方が補聴器のほう作製されとるというような現状がございます。それから、あと、そういった相談のほうはされましたが、4名の方は補聴器作製までには至ってないということで、昨年度の実績としては、12名の方がそういった相談を日南病院のほうにはされたという実績は把握しております。今年度につきましては、補聴器を作製された方が4名、相談をされましたが作製に至ってない方が1名というようなことが本日までの現状でございます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。そしたら、やっぱり日南病院で、答弁との整合性がちょっとあれですけども、昨年は12人が日南病院で少なくとも相談はされてて、今年は5名の方が相談されてるといふ、そういうことですね。だから、ちゃんと相談は病院であるという、必要性を感じてる方がある程度の数おられるということがまず今確認できました。

それと、介護認定調査のほうのことについてなんですけれども、1つの例を申し上げると、ほかの自治体なんですけれども、愛知県に設楽町という町があります。人口4,500人、高齢化率が50%を超える町で、そういう意味では日南町とよく似た、規模にしても高齢化の状況にしても似た町なんですけれども、この町で昨年2月に補聴器の補助制度を始めています。この町で介護認定の聴力の調査の結果をまとめたところ、対象者が551人いて、その中で238人、およそ4割の方が普通の声がやっと聞こえるか、またはこれよりも悪い状態だったということで、恐らく日南町でも似たような状況ではないかと思うんですが、そういった意味で、補聴器を、先ほどもありましたけども、本

人が自覚してない場合もあるっていうのも含めて、補聴器を必要としてるかどうかっていう、本人の意思よりも、まず聞こえない人がどのぐらいいるのかっていうことをしっかりと把握するためにも、ぜひこの介護認定の調査の結果というものは、もうあるものですから、それをまとめればいいということなので、事務的には多少、多少というか幾らかお忙しい中大変かとは思いますが、ちょっとこれは補聴器の補助を検討する意味でぜひまとめていただきたいと思います。

それで、同じような質問になるんですけれども、日南病院で先ほど相談があった方の人数というのをお聞きしましたけども、実際に補聴器を使用する必要があるというふうに医師の方が診断した数というの、どうなんですか、把握できないでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） 御指摘の部分に関しましては、それは把握のほうはしておりません。というのは、耳鼻咽喉科って、広い領域の中で、いわゆる耳が聞こえる聞こえないだけの、いわゆる主訴で来られた方だけを拾うというのはちょっと今のところ難しいというところでございまして、そのこのところの把握は、申し訳ございません、しておりません。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。なかなかちょっとそれは難しいのかもしれませんが、実際に記録があるというものではないんでしょう、恐らく。それで、ただ、補聴器を必要としている方は多いと思うですね。というのは、日本補聴器工業会が行ったジャパントラック2018という調査があるんですけれども、ここで65歳から74歳の方では18%、75歳以上では39%が難聴を自覚しているっていうこと、これは自覚ですから、もっと実際には聞こえない人っていうのはこれよりも多いと思うんですけれども、それで、この一方で、補聴器を持っているというのはこのうちの17%にすぎないということが示されています。つまり、残り8割以上の方というのは聞こえづらいと感じてはいるんですけれども、何らかの理由で補聴器を持っていないということです。理由は、耳の中の異物感とか、本人が必要を感じていないとか、あるいは高価で手が出ないとか、いろいろあるようなんですけれども。そもそも日本では補聴器へのなじみが少なく、使い方の理解が進んでないというのが大きな原因ではないかというふうに思います。全ての年齢層を対象とした調査では、補聴器を必要としている人のうち実際に使っている人の割合が、欧米では3割から5割、国によってですけれども、3割から5割なのに対して、日本は14%というふうに欧米の半分以下という調査結果もあります。ですんで、実際には難聴の方というか、補聴器を必要としている方というのは多いと思うんですが、病院で、なかなか先ほどの答弁だと難しいのかもしれませんが、難聴の方に補聴器の必要性を説明したり、使用を進めたりとかいう、そういうことはされてないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、耳鼻咽喉科ですので、医療の分野っていう話ですので、その必要性があるなら多分、どういんでしょうか、患者さんというか、その方との相談につながってるんだらうというふうに思っておりますので、それが一般的な捉え方ではないのかなというふうに思いますので、それぞれに様々な個人的なところの、個人的言やおかしいですけども、人の症状についての捉え方についての、るる御説明いただきましたけれども、基本的には町とすれば、先ほど申し上げましたように、来年度になりますけど、高齢者の認知調査をしますので、その段階の中で項目として取り上げていきたいというふうに思っておりますので、そういった状況を、結果を把握した上の中で検討していきたいというふうに思っておりますので、まずそういった町内の実態把握をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 高齢者ニーズ調査ということで、これ、非常に重要だと思えます。ただ、一つ気になるのは、高齢者のニーズというのは高齢者御自身のニーズだけを調査しても駄目だと思うんです。やっぱり、周りの方が感じている高齢者の方にこういうのがあったほうがいいなというのも調査したほうがいいと思うんですけれども、これはそういった高齢者御本人だけでなく、周りの御家族や周りの方も含めてアンケート調査するという、そういう調査だと考えればいいですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 原則的には御本人の感覚だらうというふうに思ってますし、場合によっては、御家族がおられる場合で、耳が遠くなったなというような感じるケースっていうところも、それは場合によっては生まれてくるというふうに思っておりますので、そういうケースは当然含まれてくるんだらうなというふうには思っていますけれども。まずはそういった実態を把握しながら、るる全体的な動きの御説明もいただきましたので、そういった環境があるんだなというふうには認識はしておりますけれども。その辺の補助制度の在り方だとか、補聴器への取扱い、取扱いって言やちょっと語弊がありますが、補聴器の個人の必要性の強弱というところもあったりするんだらうと思っておりますので、幾分かは当然費用がかかってくるって話も、というふうに思っておりますので、そういったところの全般的なところを把握しながら検討したいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） ぜひ、全般的な把握という意味ですね、御本人だけでなく周りの方へも調査というのも広くしっかりと行って、要するに、本人は要らないよ、わしゃ大丈夫だ、よく割と男性の年齢がそんなに高くない方におられるんですけど、わたしゃ聞こえるとかっていう、全然聞こえてないけど、そういう方も中にはおられますので、ぜひそれは御家族、御親族、周りの方も含めてしっかりとした調査をやっていたいただきたいと思えます。

それと、この補聴器の関連で、もう一つ忘れてはならないのが、難聴と認知症の関連についてなんですけれども、この難聴と認知症の関連について、町長、あるいは病院事業管理者でも構いませんので、この関連についてどのような認識を持たれてるかお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういんでしょうか、認知症でもいろんな病理形態があるというふうに思っていますので、一概には言えないというふうには思っています。ですから、どういんでしょうか、声の聞き具合に対する捉え方にしてもそうですし、それが認知症という病気が、病理のほうに加わったときにどうなのかっていうのは、それぞれの様々なことだろうというふうに思っていますので、その辺はしっかりと長いスパンの中で検討する余地はあるっていうふうには、いわゆる判断をするのに少し深掘りをしないとなかなか正しい判断はできないという状況にあるのかなというふうに思っていますので、その辺は個別的な、どういんでしょうか、調査の中で判断していくものだというふうには認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 今、町長、確かに長いスパンの中で検討する必要があるとおっしゃいました。私もそうだと思います、世界にはちゃんとその長いスパンでやってくださっている方がおられるわけです。2015年のフランス、ボルドー大学のアミーバ教授という方が、25年間対象者を追って、難聴者が補聴器を使わないと認知機能が低下する。しかし、補聴器を装用するとそれが抑えられるというような検討をされています。それから、2016年のイギリスでは7,385人の方を対象にして、難聴が高度なほど認知機能が低下、補聴器装用者の認知機能は保たれた。難聴者の社会的孤立が認知機能低下と関連していると、そういう研究をされています。これはもう本当に一例です。僅かな例です。たくさん研究結果があって、認知症の方が難聴であるというわけじゃないですよ。難聴だと認知症にかかりやすい、そっちですからね、順番はそっちの順番ですけども。だから、認知症でもいろんな症例があるというのはもちろんそのとおりなんですけど、難聴だとそれを原因に認知症になりやすいというのが、研究のレベルではほぼもう認められていることですので、そういった意味合いも含めて、やっぱり認知症になれば介護の費用、医療の費用というのも増大していきますので、それを防ぐという意味でも、あるいはさっき言った周りの方のニーズという意味でも、ぜひこの件、しっかりと調査して取り組んでいただきたいと思います。

では、ここは終わりにしまして、次に、医療連携のことについて伺います。ちょっと最初の小児科医のことから、改めてお聞きしますけれども、孝田院長の御講演では、小児科医を日野郡の3つの医療機関で共同雇用するという提案がされていました。1つの医療機関で1人確保したり、あるいは雇用、給料を払っていく、そういうことも含めて、それは無理だろうということで、共同雇用するという提案がされましたけども、この

提案というのは日南病院にとって現実的なものなのか、それからまた共同雇用することでどういった効果があると考えられるかということをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） この件については、ちょっとしばらく前ですが、私の方からも日野病院の責任者の方と協議したこともあります。この間の孝田先生の話でもありましたけども、常勤ではないですが、現在、ほぼ常勤の形で働いておられる小児科医の先生が日野病院にいらっしゃいます。そういうことで、うちと日野病院とで1週間、一応どちらかには小児科の先生が毎日診療しておるという状況は現在確保できておるわけですけども、この間の孝田先生の話では、とはいえ小児科の日野病院の先生が結構お年でするので、駄目になった場合には、一緒に、江尾診療所も一緒になって、毎日、日野郡に1人の常勤医の先生、常勤かどうか分かりませんが、日野郡に必ず1人の先生は、小児科の先生がいらっしゃるよという話は、いう趣旨だと思います。日南病院としてもぜひそういうことは考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。そうですね、それは確かに、竹茂先生ですか、以前、日南病院におられた方ですけれども、かなりのお年のようですね。それは、ぜひ後継者を探すということはしてください。それと加えて、共同雇用という意味合いだと、孝田先生はもう少し踏み込んだ形で、日野病院に共同で雇用して日野病院にずっといる、どっかの病院にずっといるのではなくて、週の曜日によって、別の病院に行ったりとか、あるいは、もし、日南病院になくて日野病院に行ってるということであれば、遠隔診療、オンラインでの診療というようなこともできるんじゃないかというようなことも孝田先生は言ってたように思うんですけれども、その辺りについてはいかがでしょうか、現実性というか、どう考えられていますか。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） 最近では、オンラインみたいなことも十分検討の対象になると思います。従前話ししたのは、常時どっかの病院に1名ということではなくて、江尾診療所あたりも含めて、1週間のうちの割り振りして、各病院で診療ができるよというような話はしております。ただ、身分上はいろんな手法があると思いますので、いろんなことを、いろんな対応の仕方があると思いますので、それは今後の検討になるというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。そしたら、現実的にそういうお話をされてるということで、であればぜひそういった形でやっていただければ。そうすると、今の状態では、もちろん今、日南病院に来られてる、鳥大から来られてる医師の方、一生

懸命やったださってるとは思うんですけども、この間の広報でも努力、連携してやっけるといふようなことを拝見しましたけれども、ただ、そうはいっても、ほかの日は今、この鳥大から来られてる先生がどこにいるかよく分からないわけですよ。恐らく鳥大にいるんかもしれませんけれども、その方の診察を受けるということは基本的にはできないわけですけども、共同雇用でしたら日南病院にいらなくても、ほかの、例えば日野病院にはいるってということが分かって、そこに直接行くこともできるし、オンラインで診察も受けるということもできるということで、特にお子さんの場合、アレルギーのようなことも含め、お子さんの症状ですとか、個性を理解した先生の方の診療を継続して受けるってことは重要だと思うので、ぜひ、その共同雇用の取組は進めていただきたいと思います。

それで、これと関連して重要だと思うのが、病後児保育の受入れということで、今現在、日野町ではかなりの規模でやっていますけれども、日南町では病後児保育のみ一度に1人だけ受け入れる、しかも日南病院の小児科医の方の診察を受けた方ではないといふようなことを聞いているんですけども、小児科医の共同雇用をするということになるとこの辺も改善するということが希望があるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） 現在の状況からすると、プラスアルファというふうな考え方になろうかと思います。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。プラスアルファで、ぜひ積極的にこの辺の受入れのことも、やっぱり子育て世代の方、若い方を日南町に残す、残っていただくというために重要なことだと思うので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番目の装置の共用ということなんですけれども、MRIと透析を共用しているということなんですけれども、日野病院までの移動手段を今、どういうふうにされてるかっていうことをお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） 病院として、特に移動手段について配慮するような形は取っておりません。ただ、病状によって重症とか緊急とかいう場合には、救急対応の車両で日野病院に急遽送るといふこともたまにはあると思いますけども、原則的には、特に整形外科あたりが多いんですけども、MRIの撮影依頼を医師が文書でして、患者さんに持って行っていただいて、日野病院でMRI検査を受けて、検査結果を日南病院に報告していただくというふうな利用の仕方が一般的でございます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 緊急車両で搬送しなければいけないような方の場合には、もうそれはしょうがないんだと思うんですけども、そうじゃなくて、もう少し軽い方で自力で行けるような方の場合に、病院間に、例えば、中心地周りを回ってるたつたも

バスのような感じで、巡回バスを走らせるというような方法もあるかと思うんですけども。つまりMRIが必要だよっていうことを診断を受けたら、じゃあ、次のバスで日野病院に行ってもらって、それで帰ってくるというような。だから、同じ病院ではないですけども、日野病院を日南病院の一つの検査機関として使えるというような、そういう形を取ることはできないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） ちょっと趣旨が、申し訳ない、分かりかねるんで。MRIの検査に絡めてというか、その需要に対して巡回サービスというあたりがちょっとイメージが湧きませんけども。一般的な病院間の診療のための交通状況確保いうことであれば、またいろんな議論があるとは思いますが、申し訳ありません。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） そうですね、ごめんなさい。確かに、MRIは毎月3人ほどということなので、そのためにバスを走らすというのはちょっと現実的ではないかもしれないんですけども、おっしゃるとおりです。日南病院、眼科、整形外科がやっぱり常勤の方がおられないということで、日野病院に通われるという方が結構おられると思います。そのときに、今、非常に日野病院へのバスの接続が悪い。それでJRを使った場合にも階段を使わなければいけないのでしんどい。さらに、今年からなんですかね、根雨駅と日野病院の間のバスも、何か帰りが、昼間の便ですかね、なくなってしまったとかいうことで、そこも歩かなければいけないとかっていうようなお話もお聞きしてまして、非常に日南町から日野病院へ行きづらい状態にもなってます。ですので、そういう方も含めて、バスを出していただければいいかなと思うんですけども、そういう取組については、考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 交通便という話ではございますけれども、基本的には駅から病院のバスがなくなったって話で。（発言する者あり）根雨の駅からですよ。（発言する者あり）ですよ。ですから、今の場合は、朝方には日野のバスが来とるんだよなっていう話だと思いますので、確かに、公共交通機関から申し上げると、電車であったりバスであるってところが原則なのかなというふうには思ってますが、一方では、多分、どういんでしょうか、自ら行ったり、ほかの人をお願いしたり、あるいはタクシーをお願いしたりというケースがあるんじゃないのかな、そういうのが実態ではないのかなというふうには思っておりますので、他町の話にはなりますけど、そういった減便が、背景があるっていう話であるようであれば、その辺はまたお願い事項として、要望事項として協議をするっていうやり方はあるっていうふうには思っておりますが、とはいいながら、それなりの現状がある中で、そうされたというふうには思っておりますので、特にタクシーあたりが、町営タクシーあたりを今、日野町のほうはされてますので、そういったところの背景があるんじゃないのかなというふうには想定はしておりますけれども。

いずれにしても、やっぱり受診をするっていうことは、必要な状況にあるのでその受診をされるわけでありますので、そういった声を聞きながらとは思ってますけれども、現状的にはなかなか難しいのかなっていう、通常のパターンですよ、緊急時は除いてっていう話ではないのかなというふうに思ってますが。そこをやっぱりクリアするためには、それなりの全体的な他町との組合せも含めて検討する余地があるのかなとは思っています。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） いろいろ、そうですね、おっしゃっていただいて、もちろんタクシーでという手もあるんですけども、利便性を考えるとやっぱりバスにちょっと乗って安いかなと、安い値段、もしくはできれば無料で行ってほしいんですけども、そういったバスがあれば非常に便利なのかなと思います。

この件、先ほどお話があった高齢者ニーズ調査では含めていただく予定はあるでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 高齢者ニーズ調査につきましては、基本的な質問項目っていうのは統一されております。その中で幾つかは町独自の質問項目を設けれるということになっておりますが、今の御質問の内容からしますと、あまり実際の利用者というのが少ないかなというふうには感じております。状況を見ながら、質問項目に付け加えていくという必要がありましたら、また検討はしたいと思いますが、なかなか質問項目が多くなりますと、回答もしにくいという部分もありますので、その点については精査をさせていただきたいと思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 私も結構いろいろそういうお話は多里では聞くので、ぜひ項目に含めていただく、少なくとも自由記述などでは書けるようにというようなことも含めて、していただきたいと思えます。

それでは、あと次、3つ目に、電子カルテのほうに移りますけれども。電子カルテの共有について、まず、確認なんですけれども、現在は院内専用の有線ネットワークを利用して、外部のネットワークから完全に遮断されてるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） そのとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。確かに、そうするとちょっと外のネットワークにつなぐのが怖いというのは分かるんですが、ただ、電子カルテなどの、この医療関係の電子データの取扱いについては、いわゆる、3省4ガイドラインというのが出されているのは御存じだと思いますけれども、そのガイドラインの基礎となっている厚労省の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインは今年1月に改定されて、最

新の5.1版が出てます。その中にはクラウドサービスへの対応、IDとパスワード以外の多要素認証システムの導入、それから情報セキュリティー責任者の設置、情報を保存する機器への国内法の適用の確認など、かなりしっかりした基準が設けられてるんですけども、この最新のガイドラインに沿った運用をしても電子カルテを安全に共有することはできないというような御認識でしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君） 先ほどのガイドライン、私、現在承知しておりません。とはいえ、この間もテレビでやってましたけど、いろんな連携で情報を見るようなことも少しずつ実験的にされてるような状況もあるのかなという印象があとります。ただ、現在のところ、日南町個人情報保護条例というのが現行規定でもあります。セキュリティーを優先して、一般的に外部に情報をネットワークを通じて提供することは、現状では日南町では駄目という、原則駄目だという認識でおるところでございます。

いろんな動きがありますので、その情報共有による利便性の仕方とか、いろんなことがあろうかと思えます。特に、いろんな動きの中では試行的にやられとるのは、単に病院間だけでなく行政もかんで、しっかりしたセキュリティーの下に地域連携という形でやってるのが少しずつ進む可能性はあるのかなという印象はしてるところです。今後もいろいろ検討して、利便性が向上する方策として可能であれば、また検討も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 町条例では駄目だということなんで、条例の変更が必要になるのかもしれませんが、やっぱり小児科医の方を共有する、共同雇用するとか、装置を共同利用するということになれば、普通にほかの病院のカルテ、一々持ってきてくださいというのは現実的ではないので、オンラインでそれを見ることができるとことは非常に利便性を高める、ドクターの、ドクターというか結局は、だから患者さんの利便性を高めるということで非常に重要だと思うんですけども、行政もかんで地域連携ということだったんですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的な方向の中では、そういう3町でできるなら、可能であるならというふうには思うところは当然あるというふうには思っておりますが、ただ、そういったところを組み立てるまでには、それぞれの、どういんでしょうか、段階を踏んだ形を取るの、少し時間かかるのではないのかなというふうに思ってますし、また、答弁にもありましたように、現状ではメーカーさんが異なってるということもありますので、そういったことも、そうすると財源的な、電子カルテってかなりの高額な費用がかかるって状況にもありますので、そういったところも踏まえながら、必要度を3町で検討していく必要があるというふうには思ってますが、将来的な方向、考え方とすればゼロではないというふうには私は思ってますし、それがサイバー攻撃的なところのし

っかりした担保をつくりながらということは最低条件だろうというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） もちろん、そうですね、サイバー攻撃とか、いろんな情報漏えいとかいうことは気をつけていただきたいんですけども、やっぱり時代の趨勢として避けられないというところもあると思いますので、ぜひ、その面は積極的に検討していただきたいというふうに思います。

そしたら、医療連携は終わって、次に給食費のほうに、あんまり時間なくなってきましたが。まず、給食費のほうなんですけども、改めて補助が好評ということで、継続されるということで、それをお聞きして安心しました。保護者の方は少しでも負担を減らしてほしいというふうに考えておられるんだと思います。

それで、教育長の答弁の中で社会情勢を踏まえて検討するということがあったんですけども、私は、給食費に関連する社会情勢で今一番問題になってるのは、やっぱり少子化ではないかという、これはずっともう前からですけども。日南町でも年々子供の数、減り続けておりますし、1人の女性の方が産む平均的な子供の数を表す合計特殊出生率も、1980年代は日南町では2を超えてて、鳥取県全体より高かったんですけども、2013年から2017年のベイズ推定値が1.61というふうに低くなってまして、全国よりはまだ高いんですが、鳥取県と大体同じ水準になっております。これは日南町に限ったことではなくて、全国的な問題なんですけれども、それで、まず、一般論としてお聞きしたいんですけども、この少子化、あるいは出生率低下の一番の原因というのは何だと思われませんか。

○議長（山本 芳昭君） 誰に。

○議員（8番 岡本 健三君） 教育長に。

○議長（山本 芳昭君） 教育長に。

○議員（8番 岡本 健三君） はい、基本的には給食費のことなんで、教育長にお聞きしたいんですけども。教育長がお答えが難しいようであれば。

○議長（山本 芳昭君） 出生率が給食費に関係しますか。

○議員（8番 岡本 健三君） はい、関係します。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 数字的には議員のおっしゃるとおりの数字でというふうに思っておりますが、その背景はっていう話になると、どういんでしょうか、様々なことがあるだろうというふうには思っておりますが、一つは、やっぱり結婚する年齢が晩婚化になったということはあるというふうに思ってますし、また夫婦の将来設計の中で子供さんを何人産むかっていう話っていうのは、それぞれの御家庭の考え方だろうというふうに思ってますので、そういった意味で、これからの社会は少子化になるというのは、その方向は間違いはないだろうというふうに思ってますし、また人口も全体的に国内の人口がどんどん減ってきているというのは当然のことだというふうに思っております。現在、出

生者数あたりも87万人前後っていうふうに思っておりますが、現在の成人の年齢層からいくと100万人と言われてますので、そういった意味でも少なくなってるっていうことはそうですし、合計特殊出生率あたりも、どういんでしょうか、都市部あたりはより小さい数字の結果になっているのは承知しておりますけれども、そういった様々な要因があるんだろうというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 様々な要因あるんですけども、国立社会保障・人口問題研究所が行った2015年の出生動向基本調査というのがあるんですけども、これによると、夫婦が自分たちの理想とする子供の数よりも少ない数の子供しか持たない理由って、分かりづらいんですけども、先ほど言った将来設計ですよ、本当は3人持ちたいんだけど、しょうがない2人にしとこうとか、2人持ちたいんだけど1人にしとこうと、あるいは1人持ちたいんだけど、やっぱりやめとこうとかっていうので、その理由で一番多いのは何かという、そういう調査があって、この一番多いのが子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、これが56.3%です。

それから別の調査で、ニッセイ基礎研究所によって、今年2月から3月に行われた調査なんですけれども、新型コロナの拡大によって将来的に持ちたい子供の数が減った40歳以下の男女、これが約4%いるということですね。その理由の中で一番多かったのも、また子育てへの経済的負担、これが44.7%ということで。つまり、今までからある子育てに対する経済的不安がコロナ禍でさらに大きくなっている、そういう状況が今の状況だと思います。

ちょっと時間があんまりないんですが、この経済的負担について具体的に見るために、あらかじめ資料を準備していただきまして、教育長、町長のお手元にもあるんじゃないかと思っておりますけれども、要は、保護者の方が年間に負担する費用がどのくらいあるか、学校教育費と学校給食費の年額というのを出示していただきまして、日南小学校の場合には給食費以外の学校集金が年間1万円から1万7,000円あります、学年によって違います。内訳は教材費や入学卒業写真代。それで学校給食費が年間5万4,000円、そのほかに修学旅行をする学年であれば通常2万4,000円必要になります。中学校では給食費以外の学校集金が年間1万4,000円から3万5,000円、給食費が年間6万4,000円、修学旅行へ行く学年ではこれに通常4万5,000円が加わるということで、この金額を足して平均すると、小学校では年平均7万円、中学校では年平均10万円が必要ということになります。これはあくまで学校が把握している、直接集金している金額です。それだけでこれだけあるんで、でも、これだけでも決して少なくなくて、義務教育が無料なんてことが全く成り立ってないということがよく分かるんですけども。

ところが、それで、さらに実際には、学校が知らない、知らないというか、知らないはないんでしょうけども、学校が今納めないで保護者が学校に行くのに必要なものとして、本や文房具、ランドセル、体操服、制服、かばんなど、いろんなものを買ってると

いうのがあります。これ合わせて年間どのぐらいになるか、教育長でも町長でもよろしいですけども、御存じでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 掌握はしておりませんが、ただ、今、私自身が考えてるって話は、やはり確かに子育て世代の皆さんの一般論の話ですけども、所得が減ってきてるって、あるいは変わらないってところがずっと続いているというイメージは当然承知してるつもりであります。その中で、小学校とか中学校だけという捉え方ではなくて、子育て世代全体としてのやっぱり捉え方を私どもはしてきたつもりであります。例えば、保育園の関係の保育料だとか、あるいは今年になってからでも通学費は無料にさせていただきましたので、あるいは高校にも通学費だとか、教材費あたりの支援もするという捉え方をさせていただいておりますので、ですから、点ではなくて全体の中で、やっぱり子育てがしやすいというところに、どういまいしょうか、注視してきたつもりでありますので、そういった観点で御検討いただくとありがたいなというふうには思っております。ただ、全て御家族の方が、保護者の方がゼロって話にはなかなかやっぱり難しい時代ではないのかなというふうに思っておりますが、とはいいなから、政策として可能ではあるには間違いありませんけれども、冒頭言いましたように、やはり子育て世代の長いスパンの中の全体的な捉え方の中で考えていく必要性が高いんだらうというふうに私は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 長いスパンの中でといえば、それはいろいろやってほしいことはあって、例えば無償、返さなくていい奨学金をつくってほしいとか、もっと高校にも広げてほしいような補助はあるんですけど、ただ現実的に町でできる施策、そして、また義務教育、小・中学校義務教育という面で、給食も義務教育の一環だという面で給食費についてお聞きしてるわけですけども。それでその費用について、文部科学省の学習費調査の結果というのがあるんで、これを見ますと、学校教育費から通学関係、通学費については日南町の場合には補助があるので、通学関係費を除いた額は、公立小学校で年間約4万5,000円、公立中学校で年間約10万円ですので、日南町の給食費と合わせると小学校で約10万円、中学校では16万円を超える費用を1年間、学校で教育を受けさせるためだけです、塾とかスポーツとか習い事とか、そういうのは別にしてそれだけの費用がかかるわけで、保護者の方の負担というのは改めて大きいということが分かります。

それで、答弁にもございましたけれども、食材費の値上がりとか、あと所得が減ってる、賃金がこの20年間、実質賃金が上がってないという、その中で消費税が上がり、物価も上がり続けているという、こういう社会情勢を、それこそ社会情勢を踏まえると、やっぱり子育てにかかる経済的負担というのも少しでも減らして行って、少しでも子育てしやすい町にするために、給食費の補助を今よりも増やしていくというのが一つの有

効な手段になると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現在、どういんでしょうか、若干ではありますにしても補助させていただいているつもりでありますし、個人の食でありますので、若干の御負担はいただくべきかなというふうに私は、個人は思っております。

ただ、相対的に申し上げますと、子育ての中で一番費用がかかるのはやっぱり私個人的な捉え方ですけれども、さらなる高校からの上の段階だろうというふうに私自身は思っています。ですから、できれば、政策的なところを考えるならば、そういったところの負担にやっぱり支援をとという形を取るべきだろうというふうに私は思っています、それが国レベルの大きな話ですけれども、そういったところの日本の社会になることが望ましいのだろうというふうに私自身は思っておりますので、もし、そういったところの方向性があるなら、首長としても、あるいは要望として上げていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 高校から上というのはそのとおりでして、ぜひそれは本当に国レベルの大きな力ということで、やってもらいたいんで、ぜひ次の参議院選挙では町長にも日本共産党に投票していただきたいと思うんですけれども。

まあ、いいです、それは。ただ、それはそれとして本当に町でできることとして、給食費の補助ということを、保護者の方の負担の大きさということを踏まえて、もう少し進んだ補助をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。4番目、国保についてなんですけれども、均等割を全額免除してくださいというそういう話なんです。この問題については、一つは給食費の補助の問題と同じく子育てする保護者の方の経済的負担を軽減するという観点から進める必要があると思います。

そして、もう一つ重要なのは税負担の公平性という問題ですね。まず、1つ目の観点から何うんですけれども、子供が生まれると、もう乳児がいると、その瞬間から有無を言わず税を取られるという、このような制度は合計特殊出生率を上げる方向に働くと思いますか、それとも下げる方向に働くと思いますか、町長、いかがでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その影響は私は少ないというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 少ないか多いかというのは、ちょっと量的にはどうかという問題はありますけれども、でも、これ、確実に下げる方向に行きますよね。だって、子供をつくったら、それだけでお金がかかってしまうという制度なんです。理想とする人数の子供、本当は欲しいと思っている人数よりも少ない人数の子供しかつくらない一番の理由は子育てへの経済的負担であるということは先ほども申し上げたとおりで

す。ですから、子供が生まれた瞬間から、親に経済的負担を強いるというのは、こういう均等割という制度は出生率を下げるというのは明らかではないでしょうか。

2番目の税負担の公平性という観点から、全く収入のない、当然所得もない子供に税をかけて、これを徴収するというのが、これが公平な制度だと思われるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、日本は、どういんでしょうか、医療の保険の皆保険を進めてきたところであります。そういった意味でいきますと、こういった制度は国全体で考えるべきだろうというふうに思ってますし、また議員も御承知のとおり、全国の知事会も含めて町村会も含めて、そういった拡充の要望をさせていただいてる経過があります。ですから、町単独ということではなくて、国全体の中の在り方として、やっぱり整理すべきだというふうに思っておりますし、そういう動きになればいいかなというふうに思っておりますけれども。単町という形では考えてはおりませんが、そういった方向への、一緒になって制度改正に向けた捉え方をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） なぜ、そんなに国と一緒にということにこだわられるのかちょっと私にはよく理解できないんですが、先ほどの高校生以上がお金がかかるという面ではなかなか財政的には難しい面もあるかもしれませんが、国保税の場合には全額補助しても、今回出していただいた資料では86万7,180円ということで、財政的には十分できる金額です。

それで、あと、先ほど、医療を云々ということもありましたけど、医療は当然全員受けられるので、医療は医療でいいんですけれども、この国保税の中で、あるいは、ほかの健康保険と比較してでも、非常におかしい制度だと思うんですけれども、こういうふうに、生まれた子供がいるだけで税負担が増えるというような、そんな制度をほかに御存じですか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 当然、ゼロ歳から出生された段階でいくと、大なり小なりっていうか、医療に関わるものがゼロではないっていうふうに思ってますので、そういった意味で、医療を補完するっていう意味で国民健康保険がありますので、そういった形の中で整理されておりますので、1人出生したから、それにすぐ税がかかるっていう論点ではなくて、要は国民全体でそういった医療だとかをやっぱり、どういんでしょうか、医療がかかれるような仕組みっていうのが皆保険というふうに認識しておりますので、その中での一つが国民健康保険という制度でありますので、そういった該当者がそれぞれ対象者は異なるわけですが、全国的に言えば、そういった仕組みの中で動いてきているわけでありますので、点ではない話のほうがベストかなというふうに私は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） ちょっと問いに答えていただけてないと思うんですけども、ないですよ、こんな制度はほかには。生まれた瞬間から税がかかるとかっていう制度はないと思います。しかも、今回、国がやろうとしてるのは、未就学児は半額免除しますということです。これはそれこそ不公平なんじゃないんでしょうか。というのは、未就学児は収入がゼロです、確かに。でも、小学校入ったからって言って、その子供が所得を上げられるんでしょうか。その辺でかえってこれは不公平性を増している施策なんじゃないかと思うんですけども、町長の御意見はいかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的にはどっかで整理をしないとイケないっていうふうなことだろうと思います。ゼロか100の話を出すとなかなか難しいっていうふうに思ってますので。ですから、一定の区切りをつける中としてこういう形が新たに出てきましたし、方向性としてやっぱり軽減をしていきたいと思いますというのが方向だろうというふうに認識しておりますので、そういったことで整理をしていかないとなかなか、じゃあ、未就学児から、あるいはゼロ歳からって話をしていくと切りがないっていうふうに私は思っていますので、全体として今、軽減をしていきたいと思いますという制度の方向性に向かっているというふうには思っていますので、それはそれで私は賛成だというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 方向性、もちろんどっかで整理しなければいけないというのも分からなくはありませんが、ただ、日南町の場合できるんですよ、やろうと思えば、未就学児じゃなくて18歳以下まで。できることを、何で国がやらないからやらないかっていうことなんですよ。

それで、ちょっともう時間がないですけど、もう一つ別の観点から伺うと、この未就学児に対する半額軽減ということで、軽減される額、これも資料提供していただきましたけども、軽減される額は5万5,290円です。これが多いか少ないかっていうのはともかくとして、システム改修をしなければいけないですよ。システム変更には幾らかかるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 以前、御質問をいただいたときにお答えしたかもしれませんが、約250万ぐらいかかるんじゃないかというところでそのときに聞いております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 5万5,290円、年間ですけれども、これを軽減するために250万かかる。以前、全額免除で100万円年間に軽減するのに250万がかかるのも、それも費用対効果が悪いと言われましたけども、この施策はどうなんですか。私、費用対効果をこういうことと言うのは間違ってるとは思いますが、ただ、執

行部の意見として費用対効果、この施策はどうなんですか、いいんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 数字的な話はそういう数字だろうというふうに思ったりしますが、根本的な話だろうというふうに思っていますので、どういんでしょうか、国がしないから町でもできます、少額ですって話はあるかもしれませんが、基本的にはこの制度自体がやっぱり国のものだというふうに私は思っていますので。ですから、金額の大小とかっていう話ではなくて、基本的な捉え方をして、まずはそういう考え方を持つべきだろうというふうに思ってますし、また方向性として、先ほどの重なりますけれども、団体からいわゆる知事会だとか市長会、町村会のほうも要望事項として捉えられて要望してるっていう段階でありますので、そういったところを動向を注視しながら進めていくべきだというふうに私は思っています。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 制度が国がどうこうっていうこと以前に、やっぱり地方自治体の本来の役割、住民の福祉の増進ということ、そこに立ち返って考えていただきます。それで、国の制度だからといって町で全額補助までやっちゃいけないということにはなっていないと思うんですけど、どうなんですか、その辺は国の指示はどうなるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 原則論につきましては、先ほど岡本議員のおっしゃったとおりだというふうに私も思ってます。ただし、そこを判断するというのは各市町村でありますので、ですから、できないわけではないっていうふうにはもちろん認識はしておりますよ。ですけど、しなければならぬのではなくて、することができる項目だろうというふうに思っておりますので、そういったことは執行部も含めた形の中での判断というふうに理解しております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） というとそれも、もう時間がないんであれですけど、国の施策としてこの5万5,000円しかやっちゃいけないという指示があるんですか、それとも一緒にできるんですか、そこをちょっと教えてくださいよ、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 全国的な実態の中でもされてるところはありますので、だからできないことではないというふうには認識はしておりますけども、しなければならぬという項目ではありませんので、ですから町村間の考え方だというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 時間が参りましたので、岡本健三議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時30分からといた

します。

午前10時22分休憩

午前10時30分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

タブレット12ページから13ページ。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私は日本共産党の議員として、今期12月定例会で当面する町政の諸課題について執行部の姿勢を問います。

臨時国会が12月6日から開催され、岸田総理の所信表明演説や鈴木財務大臣の財政演説が行われ、早速我が町の議会にもその補正予算の一端が、一部が提案されています。このことについては後ほどの予算審査の中で行うことにいたしまして、まず、私は、さきに行われた第49回衆議院総選挙について質問をいたします。

最初に、2015年の平成27年6月から公職選挙法の改正によって選挙権の年齢が満20歳から満18歳以上に引き下げられました。そこで、日南町の有権者の投票率を満18歳以上から20歳まで、そしてその他の有権者は各年代ごとに示していただきたいと考えます。また、2番目に学校教育課程の中で選挙権及び被選挙権について、義務教育課程の児童生徒にどのような学び、あるいは教え方をされているのかということについて、これは教育長に問います。

次に、岸田総理の憲法改正方針についてであります。行き詰まって、相次いで政権を投げ出した安倍、菅政権を引き継いだ岸田文雄政権は、総選挙の結果を受けて憲法改正、改憲発議に必要な3分の2の議席を手に入れ、自民、公明、維新などと憲法改正の国会審議を本格化しようとしています。そこで、中村町長に自民党の憲法改正草案2012年に発表されてますけども、大きく4項目であります、これをどのように評価をされているのか。住民の命、健康を守る、その立場のリーダーがどのように認識されているのか、これについて問います。そして、とりわけ憲法第9条、これに自衛隊を書き込むこと、あるいは緊急事態条項を創設するなどの考え方について伺います。

次に、大きな柱の、今、鳥取県議会で開会中の補正予算の案件ですけども、県が一部の対象者について灯油の補助制度をつくるということになっています。この間の燃油の高騰対策として、鳥取県は低所得者の灯油購入補助制度をつくるということになっておりますけども、これは補正予算でそれぞれの市町村が予算を組めば県が5,000円、そして当該市町村が予算を組めば5,000円という補助制度でありますけども、これについてこのたび補正予算を見ましたけども、ありませんでしたけども、現在、灯油は1リットル115円です、大体町内の店舗で買えば。もちろん配達してもらえば配達料が別にかかるわけですけども、特に生活保護、あるいは住民税非課税世帯の方にとっては灯油の高騰の影響があるのではないかとというふうに推察しています。よって、いわゆる福

社灯油とも言われますけども、これについて町の補助をする考えは、助成制度をつくる考えはないかということについて問います。

そして、大きな柱の米価暴落対策です。昨年、ごめんなさい、本年9月の定例会の一般質問で取り上げました。この米価暴落対策への具体的な取組があれば、その後の経過、いわゆる県の対策協議会などと協議もするというふうな答弁もありましたけども、これについてその後の対応を示していただきたいと思います。それから、米価暴落対策については農業共済組合の収入保険制度があって、これの加入者への支払いの状況についてお示しいただきたいと思います。

そして、最後に日南町単独災害緊急対策事業実施要領についてでありますけども、この間、私、町民の皆さんからいろんなこの制度についてお聞きをしました。今年も7月、8月の災害もあったわけですけども、この事業を利用した方もいられます。実は家の周辺に立木があって、その伐開をするのに非常に費用もかかると。特に高齢者の多い町ではこの処理について困っているというふうなお話を聞きました。危険な樹木や土砂災害が発生する場所があるために、今の単独災害助成制度の制度そのものの補助対象の拡大をぜひとも要綱の改正をされて進めていただきたいという要望であります。

以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 久代安敏議員の御質問にお答えします。

初めに、第49回衆議院議員総選挙について、まず、日南町の各年代別の投票率という御質問でございますが、令和3年10月の31日執行の衆議院議員総選挙におきます小選挙区の選挙の日南町の投票率でございますが、町全体で申し上げますと、有権者数が3,924人に対しまして投票者が2,859人ということで、投票率は72.86%でありました。年代別で申し上げますと、18歳は有権者数23人に対して投票者12名ということで投票率が52.17%、19歳は有権者数25人に対して投票者が7人ということで28%、18歳と19歳合わせました投票率が39.58%ということであります。20歳は有権者数33人に対して投票者20人で、投票率は60.61%、20代全体で申し上げますと54.08%、30代が61.62%、40代が78.61%、50代から64歳までが84.05%、65歳以上が72.12%という結果でありました。

次に、義務教育課程で選挙権及び被選挙権についてどのように学んでいるかという御質問につきましては、この後、教育長のほうから答弁いたします。

続いて、2つ目の岸田総理の憲法改正方針についてということで、自民党の憲法改正草案2012年をどう評価してるかという御質問であります。個人的な見解でございますけれどもという前提でお話をさせていただきたいと思いますが、日本国憲法は戦後、日本が進むべき方向性を示し、その下で今日の自由で民主的な社会や経済の繁栄が実現してきました。また国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という憲法の基本原理は国

民の中に定着してきました。一方で、憲法が施行されてから70年以上がたち、国民の意識や憲法を取り巻く環境は大きく変化していますが、これまで一度も憲法の改正されたことがなく、現状と合わなくなってきた部分があります。そうした部分について改正する必要があると思います。日本の最高法規であります日本国憲法は、国民の幸せに資するためのものでありまして、先ほどの基本原理は堅持する中で変えるべきところは変えていくべきだというふうに私は思っております。ただし、具体的な内容につきましては、国民目線で是々非々の議論を国会の中できちんとしてもらうことが重要と考えております。

次に、憲法第9条の改正についての御質問でございますが、憲法9条の下で専守防衛に徹し、他国に脅威を与えないような軍事大国にならないという基本理念に従い、平和国家として歩んできました。他方、いまだに争いが絶えないのが国際社会の現実とも言えます。自衛隊は1954年に発足し、自ら日本の防衛を行う体制を構築してきました。また、日米安全保障条約によりまして日本に対する武力攻撃には共同で対処することとなりました。自衛隊の諸活動は現在、多くの国民の支持を得ているというふうに思っております。しかしながら、今までの経過の中で、その活動内容に対して政府の憲法解釈という整理の仕方で歩んできたのも事実であります。また、自衛隊につきましては違憲という学者もあり、教科書のほうにも多くが違憲論に触れているのも事実ではあります。昨今では隣国において軍事力の増強が続いており、一触即発の状況で、国民は不安を隠せない状況であります。自衛隊をしっかりと明記するための憲法改正は必要と考えております。いずれにしましてもしっかりと議論をいただきたいというふうに考えます。

続きまして、鳥取県が実施する予定の灯油補助制度についてということで、日南町もこの事業に取り組むべきではという御質問であります。鳥取県では低所得世帯の生活支援対策として、最近の灯油価格の高騰を受け、低所得者に対して灯油購入費等の助成を行う市町村に補助金を交付し支援を行う事業を11月の定例議会に上程中であります。対象者は生活保護世帯を含む市町村が生活困窮世帯として認める世帯で、補助率は2分の1、1世帯当たりの上限は5,000円であります。事業実施に向け準備を進めている市町村もあるようでございますが、現在は価格の上昇も落ち着いておりまして、本町では当面の間は補助金制度の制度化は見合わせることでしてしております。原油価格の推移や、今後、国が示すコロナに関する経済対策などを注視し、必要に応じて支援の手法や交付対象者の範囲を含め支援策を検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、米価暴落対策についてということで、具体的な取組についてという御質問であります。全国的に米需要は人口減少、あるいは、失礼しました、食の多様化によりまして減少傾向にあるため、令和3年産の米の仮渡金額が前年よりも1,300円から1,400円安くなり、大規模農家、兼業農家とも大きな打撃を受けました。農林水産省は19日、令和4年産の主食用米の米につきまして、需要に見合う生産量は675万トンとの見通しを示しました。3年産の米生産をめぐっては、コロナ禍による外食向けの

需要の落ち込みを予想し、他の作物への作付の転換した面積は過去最大規模の6万3,000ヘクタールとなりましたけれども、4年産につきましては4万ヘクタールの転換に取り組む必要があるという見通しがあります。鳥取西部農協管内では、令和3年は希望作付面積を全てで作付が可能でありましたけれども、米需要については過剰傾向があるため、令和4年産は減産、減面積となる見込みであります。主食用米の作付面積が減る中で、今後の経営のリスク分散のため、有効な土地利用型作物の一つとして飼料米への転換が上げられます。水田の機能を保持しながら、今までどおり作付できる作物として面積拡大が期待されます。また、令和3年度から開始した収入保険制度加入補助事業を活用し、減収時に備える形態の育成を図りたいと思っております。

次に、収入保険加入者への支払い状況についての御質問でございますが、令和3年産の米の価格下落に係る補填金は令和3年度確定申告後に支払われる仕組みとなっておりますので、来年の3月から6月頃の間で支払われる見込みでございます。収入保険は農産物の販売収入が基準収入金額の9割を下回った場合に補填されるという制度でございます。ちなみにですが、収入保険の加入件数につきましては、現時点、4年におきましては、現時点ですが112件の件数を確認しております。新規の加入者につきましては18件ということで確認をしているのが現状の状況であります。

続きまして、単独災害緊急対策事業実施要領についてということで、補助対象の拡大をしてはどうかという御質問でございます。国内外では異常気象によりまして自然災害が多発、大規模化しており、本町におきましても町民の安全を守るためにこれまで以上に警戒をしなければならぬというふうに考えております。今年8月中旬の大雨によりまして、町内の農地や道路など各地で災害が発生しました。現在、国と災害復旧工事の査定協議中でございますが、国の災害復旧事業の対象とならない小規模な災害につきましては、町単独で補助事業によりまして対応していただくよう町民の皆さんにお知らせをしておるところでございます。御質問の町単独の災害緊急対策事業の事業対象の拡充についてでございますが、国や県によりまして治山砂防や河床掘削など計画的に危険箇所が改善されていることから、現在のところ現行の補助金制度の運用を継続していくことが妥当であるというふうに考えております。

以上、久代安敏議員の御質問に対する答弁とさせていただきますが、義務教育課程中の選挙権及び被選挙権についての学びについてということの御質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 久代安敏議員の御質問にお答えいたします。

義務教育課程中で選挙権及び被選挙権についてどのように学んでいるかとの御質問ですが、小学校では6年生の社会科、中学校では3年生の社会科公民の授業で学習する教育課程となっております。学習内容としては、小学生も中学生もほぼ同様な内容を学習しますが、中学生のほうより詳しい学習内容となっております。具体的には、民主政

治の仕組みと三権分立や国民主権、政治に参加する仕組み、選挙の意義と仕組みについて、小選挙区制や比例代表制などの選挙制度や普通選挙、選挙制度の問題点等が上げられます。

また、選挙権が満18歳以上に引き下げられたことを受けて主権者教育の重要性が急激に高まり、特に高校での主権者教育が積極的に行われるようになりました。この大きな狙いとしては、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し行動していく主権者の育成です。特に政治や選挙等に関する学習内容をより一層充実するための取組が進められていますが、若者を含め政治に対する関心の低下が見られる状況もあり、このような状況を踏まえると高校での主権者教育の充実をさらに推進していくとともに、小・中学生からの主権者教育にも積極的かつ丁寧に取り組む必要があると考えております。また、家庭や自治体との連携も必要であり、本町では以前には中学生議会を実施し、中学生の意見を町政に反映していただき、中学生もまちづくり等に参画できることを実感できる貴重な体験をさせていただきました。今後も子供たちが社会や政治に関心を持ち、積極的に社会参画できるよう主権者教育の推進にも努めてまいりたいと考えております。

以上、久代安敏議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） まずは選挙の結果についてから質問いたします。皆さん御存じのように、来年2022年4月1日から成人の年齢も引下げになります。公選選挙権が行使できるということも一つの理由にもなっています。もちろん成人式は別ですけども、成人年齢が来年4月から引き下げられるということも大きな特徴です。

教育長も先ほど答弁で述べられましたけども、やっぱり若年の、特に18歳から20歳、あるいは二十歳から30代までの投票率が非常に国政選挙は低いという結果であります。日南町の選挙の投票率も見ても、18歳から19歳、先ほど町長も答弁で述べられましたけども、全体で39.58%、20歳から29歳が、これは54.08%、約全国平均が投票率が55.93%でした。これは戦後3番目に低い国政選挙の投票率なんですね。衆議院選挙、参議院選挙は若干投票率が違いますけども、衆議院選挙では前回の10月31日の投票は戦後3番目に低い投票率だったんです。私は日南町が全体として72.86%という投票率で、非常に県内の中でも3番目ぐらいに高い自治体選挙区でした。これは非常にいいことだと思いますが、やっぱり期日前投票も日南町32.16%で、約3分の1近い人が期日前投票に行かれとるという結果も出ています。

ですから、やっぱり国政、国の政治に対して非常に、今回もちろん任期いっぱい以上に執行されたわけだから、余計有権者の関心も高かったと思いますが、やっぱり若年層の投票率の低さは義務教育課程と、もちろん18歳以上ですから高校生に、高校3年生が該当するわけだけども、その教育も大事なわけですけども、これについてやっぱり教

育長に十分に、小学校6年、中学の中で本当に選挙権は権利ですから、義務ではありませんからね、権利ですから、よく高齢者の方は選挙は義務なのに投票へ行かれんというちまたで聞きますけども、選挙は権利で、その権利教育をどのような形で、今十分なのかどうなのか、その点について一言お聞きしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 今、議員おっしゃられましたように、参政権というふうな権利でもありますので、そういったところっていうのはこの投票率云々っていうのが語られ出してから社会科の担当するその部分では、やっぱりそういった権利は行使するのが当たり前といたしますか、そういうところっていうのは非常に押さえては勉強をさせていたというふうには思います。ですが、やはり世間の流れといたしますか、なかなか投票率が上がらないという部分っていうのは、そのほかにもやっぱり問題があるんじゃないかなというふうなことは私自身も思います。特に19歳が非常に低いっていうのが、やっぱり住民票が日南町の場合だったら、日南町に置いて東京だとか大阪だとかっていうところに行ってるという部分っていうのが非常に大きいんじゃないかなというふうに思います。また、二十歳になるとまた少し上がってくるという部分も、そういう部分が非常に大きいんじゃないかなというふうに思います。学校現場で言えば、やっぱり主権者だよと、政治をするのが我々だよっていうところっていうのは大いに語ってもらいたいし、それからそういう学習をしてもらいたいというふうには思います。それは社会科だけではなくて、中学校でいえば、特に特別活動と呼ばれる生徒会の選挙等々もありますので、そういう場面では大いにそういう部分を活用してもらいたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） ありがとうございます。先ほど教育長もおっしゃった、日南町議会も平成30年、2018年にここ、この議場に中学生の方に来ていただいて議会を行いました。そういう経験もあるし、やっぱり今後もそういう機会をつくれればいいかなと私は考えてますけども、そういう方向で行政と選挙、それから選挙権ということについてやっぱり学校現場の中でしっかり基本的人権、参政権ということについて引き続き努力をしていってほしいということをお願いをしまして、次の問題に移ります。

岸田政権の憲法改正の話なんですけども、先ほど町長は、問題があるところは改正すべきだというふうなことを答弁で述べられましたけども、具体的に現憲法で、私たちは現憲法の下に生活しているわけなんですけども、具体的に何か障害がありますか、私たちの暮らしの中に憲法が。憲法の下に法律もあるわけだけれども、それがあれば、具体的な支障があれば、こういうところが問題だということがあれば具体的にお示ししていただきたいと思うんですけども。取りあえず自民党が草案で出している9条、それから公選選挙区の問題、それから教育の無償化、それから緊急事態、大きく言ってこの4点なわけなんですけども、何か不都合な点がありますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 全体的な捉え方として先ほど答弁させていただいて、現状、いわゆる日本国憲法自体は国内での最高の法規でありますので、そういったところの位置づけの中で、やはり全然70年間も変えてきてないっていうところの中で、どういんでしょうか、実態と合わないところがあるっていう話だろうというふうに思っていますので、その部分について改正すべきところは改正すべきだろうというふうな捉え方が基本原則であります。

具体的になって話になって御質問ですけれども、昨今でいまして追加的なところ、2012年から追加的なところでいきますと、参議院のあたりの合区のあたりの考え方っていうところももちろんありますし、主眼的には憲法9条の話だろうというふうに思っておりますけれども。現在、自衛隊あたりも実際には発足して活動してきてるっていう状況の中で、9条あたりの捉え方っていうのは、やはり原則というか実体的には合わないのかなというふうには、私は思っていますので、どちらかというと法の解釈的なところで今現状が動いてるっていうところだろうというふうに思いましたので、それはやっぱり自衛隊という一つの職業あるいは組織っていうところが具体的にありますので、そういったところは位置づけとして明確にすべきではないのかなというふうには私は思っていますし、また、自衛隊の姿もやはり国民の皆さんにより、どういんでしょうか、テレビを通して含めてですが、そういったところの活躍される場面が多く見られてきてるっていう現実もありますので、そういったところに皆さん方でやっぱり御家族の方も含めて明確な捉え方をしていくべきだろうというふうに思っております。ただし、内容につきましては、基本的な原則であります平和主義っていうのは堅持するということはもちろんのことであるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） これは「はじめての防衛白書」ってね、子供を対象に、教育長も知っておられるかどうか分かりませんが、これ2021年、今年初めて防衛省が発行しました。子供向けです。もちろんこの中にも憲法9条のことも詳しく書いてあります。

まず、私が一番聞きたいことは、憲法第65条以降の中に行政権がありますよね。行政権は内閣に属するということが、実際にはあらゆる担当大臣が、例えば自衛隊もなぜ明記、自衛隊が憲法に明記してないかということは、自衛隊も行政権の一つなんですよ。だから、消防や警察や海上保安庁や全て行政権の中の一つの所管です。ですから、自衛隊だけを憲法9条の改正で入れるということは非常に合憲かどうかの以前の問題として行政権を執行する立場の内閣としては妥当ではないというふうに私は考えてます。

それで、先ほど選挙区の合区の話もありました。合区は確かに、これはやっぱり選挙制度に問題があるんですよ。だから、公職選挙法をしっかりと衆議院、参議院、もちろん参議院の合区の話が当面の問題ですけども、衆議院の小選挙区のこと一つ問題になっ

てます。以前、中選挙区の時代には、投票率は60%を下ったことはなかったですよ、全国的に。今55%ですから、小選挙区が。なぜ選挙制度の変更によって、公選法の改正によって投票率が現実には下がっているんですね。中選挙区制度のときには物すごく投票率が高かったんです。ですから、今、うちの議会でも合区について意見書を出したことがありますけども、やっぱりよくよく考えてみれば選挙制度、公職選挙法を改正すればすぐ済む問題ではないかというふうに思いますけども、その点どう思われますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） もちろんそういうこともあるっていうふうに思っておりますが、ただ素直に憲法を読んだときに、じゃあ、実態が合っていないところがありますかっていえば、例えば9条を読んでも、じゃあ自衛隊あたりの捉え方、動きっていうところが本当に素直に解釈できるかっていえば、私は難しいというふうに個人的には思っています。それはかなりいろんな意味で深掘りすればいいっていう話もありますしというのものもあるのかもしれませんが、あるいは別の法の基本法だとかいろんなところで整理すればできるって話は当然ある部分もあるかもしれません。ただ、一般論って言われているのは、やっぱり違憲だということの学者もおられるっていうことと、先ほど申し上げましたけど、教科書の中には違憲論もあるって話です。だとすると、その違憲論を改正していくっていうことも大切ではないのかなというふうに私は思っています。

ですから、小さいこと、あるいはたくさん条項がありますので、それぞれは申し上げませんけども、そういった全体的な動きの中で改正するってことは、現状に合わせて改正するっていうことは望ましいことだろうというふうに私は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） ちょっと確認しておきたいんですけども、自衛隊も行政権の一つでしょう。防衛省、防衛大臣がおられるわけだから。だから、あえて9条に自衛隊を書かなくても行政権は内閣で執行されているというふうに考えるのが妥当ではないかと思いますが、どうでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） おっしゃるとおりだろうというふうに思っておりますが、ただ日本国憲法ですので、全体って言やあおかしいけど、最高法規であります。ですから、その辺の解釈をまず勉強するに当たって、若い人も含めて、なかなか現状との難しさっていうのが考えるのに、単純にそこだけを読み込んでいく中でいくと、じゃあ、実態とどうなのっていう話はやっぱりなかなかすんなりいかない部分があるんじゃないのかなというふうに私は考えます。確かに行政法の中で、こっちで整理ができてますっていう話はもちろんあるというふうには思っていますけれども、やっぱり最高法規としての表現の仕方っていうのは考えるべきだろうというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） もう一つ、教育の無償化の話です。これも自民党の草案

にあります。教育の無償化は現行の法律で、憲法よらなくても、変えなくても、現行の法律で無償化、現にやられているわけですからね。いろんな場面で高等教育、大学やいろんな教育機関で無償化が実際にやられて、国もそうしてます。ですから、これは憲法改正しなくても無償化という条項はあえて憲法議論に入らないと思いますが、町長、どのように考えておられますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 私も十分な理解をしてるっていうふうには思っておりませんが、ただ今回の教育についての無償化につきましては、どういんでしょうか、参考文を読ませていただくというような理解しかしておりませんが、いわゆる私学、私立っていうか、そういったところへの助成禁止がされてるように読み込めるっていうのが現状の条文だというふうな解釈をされてますので、そういったところは改正すべきだろうというふうにはもちろん思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） あともう1点、緊急事態条項ですよね。このたびコロナの関係で緊急事態がなかったからどうのこうのといわれますけども、実際にはコロナ対応は法律で対応できたわけですよ。現に新しいコロナも出てきて、いろいろ対策を練っておられますけど、法律でできることじゃないかというふうに考えますけども、その点について確認しておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今、確かにコロナのこともあったり、議論の中でそういう法律上の話の議論も出てきてるっていうふうに思っておりますが、従前からいきますと、東日本の大震災が、大きな災害がありました。これからの話でいきますと、東京直下地震だとか南海トラフの大地震だとか、そういったところが想定されてるっていうことが現状としてあるというふうに認識しておりますので、そういったように国内の大規模な災害っていうところの目線も含めてというふうな緊急的な緊急事態への対応を明確化にするっていうことは、これからの社会の地震国であります日本の対応の方向とすればあるというふうに私は思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 憲法議論は一自治体の首長と議論しても恐らく平行線になると思いますが、あえて最後に確認しておきたいのは、やっぱり憲法9条なんですよ。憲法9条を行政権、自衛隊という一つの行政権を執行している防衛省の管轄の中にある機関を、憲法9条は戦争放棄、全く放棄の条項なんです。それについてあえて9条を改正して、自衛隊を明記すべきなのかどうなのかということについて明確な答弁を確認しておきたいと思いますが、どう思われますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現状を考えたときには、私は明記すべきだというふうに思って

おります。それが基本的な答えである。個人的な見解であります。ただ、やっぱり憲法改正でありますので、重ねてになりますけども、やっぱり国の機関での国会議員のしっかりした議論をまずしていただきたいというのが大原則だろうと思いますし、誰もがそういうふうに理解されてるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 今日ちょうどたまたま12月8日は太平洋戦争の、1941年の太平洋戦争の勃発した日でありますし、やっぱりあの戦争の反省の上に立ててきた憲法です。確かにマッカーサーの占領下でできた憲法ではありますが、日本の国会議員、総理大臣も含めてやっぱりマッカーサーと連合軍としっかり協議してできたのが現憲法なんですよ。ですから、私はその恒久平和、基本的人権、恒久平和などを本当に大切に、日南町も毎年668人の方の慰霊式をやっておられますけども、本当にああいうことを2度と繰り返さない。町長もそのことをいっつも式典でおっしゃっています。式辞の中で。やっぱりそれだけ大事な、特に憲法9条は大事な条項だと。確かに現実としては岸田政権はいわゆる防衛費と言わないでもう軍事費で実際には6兆円になるような補正予算を今回8,000億円でしたかね、組んで、物すごいもう2%に、GDP2%にもという話も出ていますから、本当に防衛費を増やせば増やすほど国民生活は圧迫されると、同じ予算の中ではそういうことにもなりますので、ぜひともより慎重に日南町長としても進めていただきたいというふうに思います。

次に灯油の燃油対策ですよ。町長、具体的に補正予算も組まないでこのたび検討していないということなんですけども、実際に今、灯油1リッター115円という単価は、どう思われますか。もう私は本当に高いなというふうに思って、非常に高いと思うんですけども、今の現状をどのように考えておられますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういいますか、以前、以前といえばおかしいですが、かなり前に灯油が高騰して、本当に行政側が支援してきたという経過があるというふうに思っております。それはちょっと記憶なので正しいかどうかというのはちょっと私もあれですけど、多分そのときが180円ぐらいになったというときだったというふうに思っております。支援した経過があるというふうには記憶しております。ですから、今回そこまでいってないという意味ではないんですけども、やはり、どういいますか、灯油もそうですし、いわゆる原油っていうかガソリンだとかいころんところも上がってきてるっていうところが背景にあるというふうに思っています、そのことによって、どういいますか、電気料金も上がったとか、そんな状況が現実だというふうに思っております。ですから、灯油の今回、鳥取県の補助の灯油券につきましては、各市町村が実施したときには県が支援しますよという内容であります。ですから、基本的にはそういうことも踏まえた形の中でこれからの交付金がどれぐらい来るかっていうことも加味しながら考えていきたいというのが、総括的な捉え方で私はやっていきたいというふ

うに思っていました。といいますのも、ガソリン代も二十何円上がったり、灯油も上がっておるのは事実でありますし、ただ、そのときに今、買物券だったか食事券の第二弾をさせていただいて、1月の中旬、どげだったかな、10日だったかな、頃まで使えるような状況でありますし、また、今回の挨拶の冒頭にも申し上げましたが、そこが今36%台の、11月末ですけど利用率っていうところがありますので、ですから、決して買物券がその灯油が買えないという状況では、対象外に入っていないということではないので、そういったとこの包括の中で取りあえず年を越していただきたいなというふうに思っていました。また、低所得者の皆さんも10万円の給付ってところが国の制度の中で盛り込まれてますし、計画が、あくまでも計画です、その部分は。あるいは18歳以下の子供さんには、年内ですけれども5万円の支給ってような対策も取られている経済対策がありますので、そういったところが、そういった関係もトータル的に考えたときに、どういんでしょうか、これからの日南町の中の経済対策を改めて検討していきたいという意味でありますので、灯油券を補助があるからしないってということではなくて、トータル的なところで私は考えていきたいというふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） せっかく県が補正予算で事業を思いついたわけだから、日南町としてもできる方法を模索していくべきじゃないかなというふうに考えますが、状況を見てとかいうふうに言われますけども、厳冬期を迎えてね、やっぱり灯油をたかれる家庭も圧倒的に多いと思いますが、その点どう思われますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっとあの誤解を招いてはいけませんし、私も話し方がまずかったかなというふうに思っておりますが、鳥取県の補助金を今、使わないという意味ではないんですよ。制度ですので最低でも年度内は可能性があるっていうふうに思っておりますので、ですからちょっと腰を据えた形の中で交付金あたりの額のことも踏まえて、その中で総括的に対応していきたいというふうに思っていますので、県の補助金を使わないということは今、言ってるということだけはちょっと誤解を招かないようにしていただきたいというふうに思います。ただ、それがあからという話ではないというふうに思っていますので、ですからいろんな灯油だとかガソリンあたりも当然値上がりしとるわけですから、そういったところも含めた形の中で検討していきたいというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私、答弁をちょっと誤解していました。というのが、状況に応じては予算化、町でも取り組むけどもというニュアンスではあったけども、取りあえずこのたびは予算を組まないけども、今後の状況によっては全体の国のコロナの交付金等も含めて検討をしていきたいという意味ですか。そこをもう一度はっきり答えて

ください。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 灯油にしてもどんどん変化するというふうに思ってますし、また12月からは先ほども一部お話ししましたが、電気料金が上がったりとか、食材が上がってきてるという状況が国内の状況だろうというふうに思ってます。ですから、灯油単体っていうところではなくて、トータル的な捉え方をしていきたいというふうに思ってます。結果としてその部分で灯油だとかガソリンに支援するっていう区分的なところは生まれてくるっていうことは御承知いただきたいというふうに思っております。ですから、状況に応じて、今後の状況の中で判断をさせていただきたいというのが思いでありますので、県の補助金を使う使わないっていう話ではなくて、まずは町としての実態を把握しながら、適用ができるところは適用していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 次に、米の暴落についての対応について求めます。日南町だけでなく、全国で本当、深刻な事態になってます。米農家は特に。いろんな施策を取り組んでいる県があるんです。例えば、1反当たり5,000円とか1万円とか、それから30キロ当たり1反なら生産量がいろいろ農家によって違いますから、1反当たり1,000円とか500円とかいう独自に自治体で取り組んでいる町村、全国にはいろんな、隣の岡山県も助成制度を発表しました。ですから、町長は全国の価格支持、支援の仕組みの流れをやっぱり研究されて、それぞれの都道府県、財政的なことはもちろんありますよ、ありますけども、やっぱり気持ちだけでも農家を支援しようと、来年もしっかり米を作ってもらおうという意気込みをやっぱり町長自ら示して行って、確かに予算は少ないけれどもということを検討するべきだと思うし、現に農協も5,300円だったのを追加払いで140円ですか、支払っています、1袋当たり、30キロ。ですから、今後どのように農協は対応するか分かりませんが、やっぱり自治体として米の検査料を昨年まで支援していた。町としてもやっぱり何らかの支援を考えるべきじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） おっしゃられるように、今回の単価減につきましては大幅なものだというふうに私自身も理解しておりますし、加えて申し上げますこと平成の26年だったかな、頃だったですかね、4,000の中頃の単価だったというふうには概算金ですけど、そういう状況が過去にあったということはもちろん承知をしておりますが、そういうところで現状からいきますと、収入保険あたりを加入して、できるだけ減少幅を少なくするという仕組みの支援あたりに切り替えたというのは既に御承知のとおりだというふうに思ってますし、先ほど冒頭言いましたように、そういった保険の加入者も若干かもしれないかもしれませんが増えてきてるっていうのは多少でも効果があったんじゃないのかな

というふうには思っています。

ちょっと他の市町村あたりの動きについては、掌握については現時点では把握し切れてないということが現状ではありますけれども、ただ、私はこのことももちろん大切にしていけないといけないというふうに思っておりますが、根本的なところの中で、やっぱり農業についての日南町としての取組は根本的なところから変えていくってことをやっぱりしていく時期だろうというふうに思っています。確かに生産物ですので、自由化の中で単価が上がったり下がったりするっていうのは現状ではあるというふうに思っておりますが、できるだけやっぱり足腰の強い農業っていうところに取り組むべき時期ではないのかなというふうに個人的には思っておりますので、関係者も含めて農業を営んでる皆さんあたりとそういったところを、方向性をきっちり出す取組をやっぱりしていく時期だろうというふうに私は思っていますので、そういったところの中で今後の農業の在り方につきましては様々な在り方っていうのはあるというふうに思っていますし、また課題も当然皆さん方も理解されてるっていうふうに思っていますので、そういった背景も踏まえながら今後の在り方というのはやっぱり議論していく必要があるというふうに思っていますし。法人の皆さん、あるいは農家の皆さんの御意見をいただきながら、改めて挑戦する形の農業っていうのに加えていく必要があるというふうには思っています。

そういった意味で、答えにはなっておりませんが、基本的にはこういった減幅が多いっていう話もありますので、ちょっと関係者の皆さんと協議をしながら検討はしていきたいというふうに思っておりますが、なかなかどの幅っていう、来年度作ってもらう方への気持ち足すって話も施策の在り方とすればあるというふうには思っておりますが、ちょっと状況を見ながら考えさせていただきたいというふうに思っております。現時点では、いわゆる一つの制度っていうか、収入保険あたりの補助金も加えたという話もありますので、その辺を配慮していただくとありがたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 昨日から一般質問、同僚議員がされて、ある議員はSDGsの発言もされました。皆さん同僚議員が本当にIターンやUターン、定住対策、どうして進めるかということをお皆さん悩んで、困っている発言がありました。けども、やっぱり町長の答弁が非常に不明確な。確かに確信は持てないのは議員も一緒なんです。きちっとした、これをやればUターンが増えるとかないけども、せめてやっぱり米づくりの農家の所得が守れないような町は駄目ですよ、はっきり言って。私はそう思いますね。550、ここの個人法人生産組合が730ヘクタールの米を作られている。やっぱり米の町なんです。一番農産物の販売高が多いのは、畜産は別として米なんです。だから、米を作りながら副業でいろいろ建設業になられたり、役場の職員も米農家の皆さんおられると思いますよ。ですから、そういう基幹産業が守れない町は、それは成長しませんよ、はっきり言って、私はそう思っています。ですから、コロナの中で、

コロナ疎開もあるんじゃないかということをおもある文書に書きました。こういう、25%から30%の人が都会から農村に目が向いているというアンケートもありますから、だから本当はチャンスなんです。チャンスだけでも、収入が安定していない。それがもう皆さん知っている。農地売りますよ、だけど買い求めない。なぜかという、来年の生産をするための資金がない。それはいろんな制度があるにしてもね、再生産が保障されないような産業に誰が就きますか、本当。ですから、せめて単価は少なくともいいから、日南町の米農家をこれだけちょっと支援しますということをはっきり、コロナ対応のことも含めて、コロナが原因で流通が減ってるわけだから、単町でもできると。国は、それは確かに15万トン隔離しましたよ。一定の予算組みました。だけど、価格に反映しないんですから、結果的に。やっぱりそれぐらいしないと日南町に人は増えませんとおもいますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと誤解してほしくないっていうのは、基本的にはやっぱり町内は第一次産業が生産基盤だというのは、そこは確立しているっていうふうに思ってます、誰もが。ただ、私が思って先ほど申し上げたのは、やっぱりそれこそ所得を上げていく農業に切り替えたいというおもがあつて、それを再構築すべきだろうというふうに私は思ってます。

ですから、確かに市場価格の中で変動して大きいっていうのが今回かもしれませんが、基本的にはやはり国のほうにしても所得が上がる農業だとか安全な、あるいは食料を確保するというところの基本方針の中で進んでますが、現実的にはなかなか現場から言いますとなかなかできてるところとできてないところっていうふうに思っていますので、だとするとやっぱり町は町の中で本当に農家さんも含めて誰もが考えていくのが農業だろうっていうふうに私は思っています。その基本がやっぱりあるべき姿は所得が上がる農業、所得の確保ができる農業っていうのに目指すべきだろうというふうに思っています。

ですから、それをするための施策っていうのをやっぱり来年度からはやってみたいな、要は新しいことに挑戦するっていうことのおもを組みを全体が一編にっていう話にはならないっていうふうに思ってますけども、そういったところを組み入れていきたいなというふうには思っていますので、ですから、どういいますか、一般的には右往左往するんじゃないくて、足腰の強い農業っていう形のほうで目指していきたいというふうに思っています。

ただ、今回の、どういいますか、かなりの減額に対しては、先ほど冒頭から言っておりますけども、交付金あたりのことも踏まえて検討していきたいというふうに思っていますし、また、議員おっしゃられたように、今回の減額の原因はコロナの影響が、背景があるというふうには私自身も認識しておりますので、そういったところに加味していきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） SDGsだ、持続する町ということで、いろいろ頑張っておられます。だけども、さっき町長言われましたけど、新しいことをやっていきたいということもいいけども、やっぱり今まで営々と続いてきた稲作の文化ですよ。それをきっちりまずは引き継ぐと、引き継いでいくとしながら、それはいろいろのスマート農業だ、あれこれありますよ。それはそれでいいです。だけども、基幹産業である米と和牛の町だったわけですけども、それをやっぱり守りながら、伝統を守りながらまた新しいことをいろいろ発想していかれるのはいいけども、何かスクラップ・ビルドじゃないけども、せっかく作ってきたコシヒカリ、食のいいコシヒカリとか、そういう米も本当に大事にしながら、そこはしっかり価格補償として守っていくことをぜひとも、コロナの影響もあるので、国の創生交付金か何かあれば農家に少ない金額でもいいから考えてほしいなということをあえて申し上げまして、次の質問に、最後の質問に移ります。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 誤解をしていただかないようにしていただきたいというのは、米がいけんという方向で考えてるっていうわけではないですよ。日南町の当然、主食用の生産でいえばお米でありますし、トマトでありますしという話だというふうに思っていますので、ですから、米づくりをやめなさいとか方向転換するとかって話ではなくて、基軸は当然ながらお米だろうというふうに認識してますし、また、評価の高い生産物だというふうに認識しておりますので、そこはちょっと誤解をしないでいただきたいというふうに私のほうから述べさせていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 誤解はしてません、誤解はしてませんので。いや、私は本当にこのたびの、もう一度申し上げますけども、極端な価格暴落なんですよ。ですから、皆さん、特に大型農家の人も困っていられるので、やっぱりそれなりの対応を町としてもすべきだということの意味で申し上げました。全然、誤解はしてません。

最後に、日南町単独災害のことなんですけども、単独災害のこの補助事業は、やっぱり災害が発生してからの申請です。私が申し上げたいのは、やっぱり住宅の、住宅には墓地も含めてですね、割と木が、立木が、邪魔になる立木が立っているという形態のところ結構あるんですよ。それを事前に伐開をして、風倒木にならないような家屋敷に、あるいは墓、墓地やが安全に住まいができるようないうところに対しての補助制度を新しくつくって、要綱に付け加えてもらえないだろうかという提案なんですけど、はっきり言って今、検討する考えはないという答弁なので、そういう現実の状態が町内にたくさんあるという認識は持っておられますか。そのことをちょっと共有したいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、日南町の地形がこういう地形だというのは誰もが住んでる中であるというふうに思ってますし、当然家屋が山際のほうに点在してい

うか配置をしてきた昔からの流れがありますので。ですから、現状的にはそういうところがたくさんあるというふうには思っています。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） この単独災害は、住宅の場合は50万、50万、2分の1で100万円と最初の補助が20万と、一応4つの単独災害の支援事業がありますが、町長はそういう日南町の狭隘な町、地形によって支障木が見受けられるということと認識は共有されているようですが、特に高齢化率が高い日南町にあって、なかなかすぐに業者に頼んでもなかなか対応してもらえないとか、そういう声も実際に聞いているわけですが、そういうことについて安全、安心な、身体の安全という意味において町民の安全な暮らしを守るためにこういう補助事業を新たに考えてみられるということは、重ねてどうなのかということをお聞きしますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 大規模、大規模言やおかしいですけど、国のあたりの考え方については、やっぱり国土強靱化であるとか防災・減災あたりの動きの中で、やっぱり予防っていう感覚が少しずつ加わってきたというふうに思っています。例えば、河床掘削にしても一部分に堆積して、大雨が降ったときにそれが原因で災害の起こりやすいというような状況がありますので、そういったところでの国の動きも若干ですが考え方が進んできたというふうに理解をしておりますので、そういったところをどういう形でできるかというのはこれからの在り方だろうというふうに思っていますし、そういったところに期待もしたいなというふうには思っていますが、ただ、現状の中で申し上げると、それこそ国の考え方の制度の中で、レッドだとかイエローだとか、そういったところのゾーンが明確になってきたというところもあります。多くは多分、家屋っていう話になるとかなりのところがそういうところに該当するところが多くなってきているのが現状の話かなというふうに思っていますので、ですから、単町でできる話かどうかということも踏まえながら、状況把握に努めていきたいというふうにはまずは思っています。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） この単独災害の事業は、過疎債を使われていますかね。たしか何かそのような気がしてますけども。それをちょっと確認して、まずおきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） ちょうど過疎債であったか緊防債であったか、ちょっと正確には覚えておりませんが、有利な起債対象を財源につけておるというふうに認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） いろんな、この案件は災害が発生する前に対応をしてほ

しいということなんですから、ちょっとたてりが違うというのは重々承知してます。だけど、明らかにあの木が、大風が吹いたら倒れて母屋にかかるなというふうなことがあった場合は、やっぱり対応できる方法があってもいいじゃないかということです。

もう平行線になるから、今後ね、いい事業があれば検討もしていただきたいというふうなことを述べて、最後に町長が誤解されたらいけんからということをおっしゃったので、私はやっぱりいわゆる、確かに米やトマト、ネギ、ブロッコリーとかいろんな作物、日南町の農家作られております。けどね、SDGsを本当に進めようとしたら、やっぱり環境にいい、もちろん米、水田が一番多面的機能を発揮する、10兆円とも言われる、日本中ね、産業なんです。ですから、水がダム機能があって、本当にいい作物なんです。もちろん連作障害ありませんし、何年作っても障害が出ないんです。ですから私は本当に日南町の農業をしっかり守っていくためにも、まずは水田、米づくりを大事にしていく、そういう町政を進めていただきたいということを最後に申し上げて、私の質問といたします。

○議長（山本 芳昭君） 久代安敏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで執行部から発言が求められていますので、これを許します。

木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうから午前中の一般質問の答弁の中に誤りがありましたので、訂正の報告をさせていただきます。

午前中、久代安敏議員からの単独災害の緊急対策事業についての財源の御質問の中で、私の勘違いで起債活用というふうな答弁をいたしました。一般財源による財源確保でございます。間違っておりました。おわびして訂正をいたします。

あわせて、もう1点、昨日、坪倉勝幸議員の御質問の中で行革の委員会の意見の取りまとめのホームページ掲載データ、この日付が令和2年2月となっておりました。正しくは令和3年2月ということで、ホームページデータのほうも差し替えをさせていただきました。こちらもおわびして訂正をいたします。失礼します。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、続きまして、一般質問を続けます。

タブレット14ページ、6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 12月定例会、最後の一般質問をさせていただきます。

今回、私は日南町のライフラインについて質問いたしたいと思います。9月の決算審査においても、指摘をいたしましたが、改めて町道の維持管理や橋梁の点検、修繕計画

について伺います。

次に、簡易水道の状況について伺います。報告によりますと、配水量に対する有収水量率が年々下がってきております。漏水が主な原因と思われませんが、対策について伺います。

続きまして、令和4年度からの日野郡三町のし尿くみ取り料金が、条例改正をされ、値上げされますが、現在、据え置かれている日南町の上下水道の料金はどうされるのか、伺います。

最後になりますが、簡易水道が普及していない地域に対して、井戸水等安定確保推進事業による補助事業があります。この事業は、新設のボーリング井戸のみの助成であり、既設の給水設備に対する助成が盛り込まれておりません。未普及の地域には高齢者世帯が多く、助成の対象にする必要があると考えますが、町長の見解を伺います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 荒木博議員の御質問にお答えします。

まず、日南町のライフラインについてということで、町道の維持管理あるいは橋梁の点検、修繕計画についてということの御質問でございます。

町道の維持管理は、年間維持工事によりまして、除草や舗装補修を業者に発注しております。また、道路のパトロール報告や地元からの修繕要望など、必要な維持修繕を実施しております。橋梁点検につきましては、平成25年度の道路法改正によりまして、道路管理者に5年に一度の点検が義務づけられ、2巡目の定期点検を実施しているところでございます。定期点検の結果に基づき、平成30年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。町道の橋、町道橋219橋のうち健全性の診断における判定区分であります3という区分がありますが、早期の措置段階という区分でございます。該当する橋梁は12橋あります。また、判定区分の4、いわゆる緊急措置段階という区分がありますが、ここに該当する橋梁は1橋あります。これは、通天橋でございます。予防保全型の補修対策によりまして、コスト縮減を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、簡易水道の漏水対策でございます。簡易水道の直近の3年間の給水状況は、答弁要旨に示すとおり、令和2年度の年間配水量は約47万8,000立米で、年々増加しておりますが、給水量は約36万1,000立米で横ばいとなっていることから、有収水量率が75.6%まで低下しております。漏水対策は、毎月の水道の検針で、使用水量の変動により、宅内漏水が疑われるものは、個別に確認を行っております。配水管の本管や給水管は、漏水調査により、漏水箇所を特定し、無効水量の削減に努め、営業費用の縮減を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、令和4年度の上下水道の料金、し尿くみ取りの料金についてでございますが、上下水道事業は、人口減少や水需要の減少により、使用料の収入の減少が見込まれます。

一方、施設の老朽化に伴う更新につきましては、多額の費用が必要となってきます。現在の経費削減だけでは、経営の改善が困難であることから、令和4年度は、安定経営のために必要な経営の戦略の策定に取り組み、持続可能な運営に必要な料金体系の試算を行うこととしております。なお、汚泥のくみ取り料の1立米当たりの9,680円は、据置きの見込みでございますが、ちなみに、日野郡の三町の衛生施設組合のし尿くみ取り料ですが、1リットル当たり1万1,715円が令和4年の4月、来年の4月からは1万2,836円に、少し……（発言する者あり）あっ、12か、大変失礼しました、前段階ですが、くみ取り料ですが、11,715円が、令和4年4月からは12,386円に条例の改正がなされたところでございます。

次に、井戸水等の安定確保推進事業についての御質問でございますが、家庭用の水施設整備推進事業は、水道未普及地域におけます家庭の生活環境の改善のため、ボーリング井戸の新設または更新費用の3分の1、上限を90万円を補助しております。補助金の工事の対象は、井戸ポンプや浄水施設、いわゆる滅菌器でありますとかろ過器というところの施設であります。そういうところなどの設置費用も含まれております。これまでに、補助の上限額の引上げを30万円から90万円に、そして、補助対象の工事のほうにも追加として浄水施設などの制度拡充を行ってきたところでございます。

以上、荒木博議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） まず、1番目の質問であります。町道の維持管理や橋梁の点検、修繕についてであります。今回質問したのは、幹線ではなくて、町道の、農道も含めて支線のことでありますけれども、例えば、災害復旧であるとかそれから木材の運搬であるとか、要するに細い道でも大型車両の通行が最近増えてきとるように思います。そうすると、どうしても起こるのが、道路の路肩の沈下であるとか、それからカーブの舗装がめくれるとか、そういう現場を見ておりますので、ここで改めて質問をさせていただきます。

それに対して、例えば、町が発注する災害工事の現場である場合、例えば下見、現地説明とかあるときに、例えば路肩でも崩れておるとか、そういうときには、普通であれば鉄板を敷いて、工事中は鉄板を敷いてくださいとか、そういうような指導が果たしてなされているのかどうかというのを伺います。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 御指摘の点です。災害復旧工事とかそうした場合には、工事の条件、進入路が脆弱である、例えば、あと農道を使うとか林道を使うという場合に、必要な進入路に、御指摘のとおり、鉄板が必要でしたら工事のほうで条件で追加するというような扱いをしております。木材運搬で町道っていうのは、通常の搬出の、搬出のトラックが通うというところで、基本的には、過積載でなければもつというような前

提ではありますけれども、古くなった舗装や路肩等は破損が起こる場合があります。そうしたところは事業者のほうで保護していただいたり、逆に、道路が古くなり過ぎるといところは、町道の維持工事のほうで対応するというようなことでやっております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 町の発注の工事に対してはという説明であって、例えば、木材の運搬、もう最近、当然増えております。そういうことに対する指導というのは、特にはされていないということでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 特に、町道ではなく特に農道ですね、山から農地を通過して公道に、町道、県道に出る場合ですが、そうした場合には、農道で圃場整備で整備した農道については、各地区の委員さんの確認を取ったり、条件をつけてもらったりというところで、現場対応をそれぞれに行っているところです。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） えらい、非常に簡単な説明でちょっとあれですが、今、橋梁の点検について5年に一度という説明を受けました。それで、判定が3であるとか4とか、3が12橋、それから4が1橋ということですが、例えば、ダンプの10輪であれば20トンを超えるわけですね。私の目で見ても、例えばクラックがあるとか剝離があるというような橋がありますが、点検の頻度ですよ、そういうのを改めて点検するような事態というのは、今まで、もう5年に一度という、確定でしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 答弁のほうにもありましたように、道路法に基づく町道、県道、そうしたものにつきましては、5年に1回は近接目視ということで、詳細な点検が定められております。それ以外につきましては、異常につきましては、町道の定期的な、年に4回必ず行うパトロール、そういったところで異常を発見した場合には、修繕工事のほうで対応しているところです。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 今、橋梁の点検というのは近接目視ということですが、その近接目視というか点検をされるのは、専門の業者がされる、それとも町の職員でされるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 日南町の場合には、専門に、コンサルタントのほうに外注で点検を実施しております。職員のほうは、緊急事案がない限りは、職員が直接ということでは現在していません。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 緊急というのを誰が判断するかというのですが。例えば、今3の12橋については、私は、例えば1年ごとでも見て回らなきゃいけないというよ

うな考えを持っておりますが、もう、それについても、やはり専門の業者に5年ごとということになるわけでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 法定点検ということで、国のほうから補助を受けてやっているものは5年に一度というところですが、毎年必要だということになりますと、費用のこともありますが、点検頻度を、やはり、外注すると相当な、それなりな金額が積み上がっていきますので、今のところ2巡目が始まりましたが、5年経過をして点検というのは、修繕自体が5年で異常があるものが終わりませんので、5年の点検で十分賄えているというふうに判断しております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） というような説明でございますが、私の思いは、道路にしても橋にしても、やはり職員もしっかり点検をしていただきたいということでありまして、

それで、もう一つ伺いますが、これから積雪の時期になります。9月の定例会でも指摘をしておりました支障木についてですが、その検討というのはされておりますか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 支障木の適正な管理というところで、決算の指摘でありました。その後、除雪にも絡むんですけれども、地元とかの要望なり、この議場でも直接要望があった案件につきましては、せんだって、11月の終わりぐらいに、その部分については完了しております。先般、11月の終わりに除雪会議をしております。また、オペレーターさんが自分の担当の路線、そういったところを点検したときに、また追加の要望等は対応していきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 適切に対応をされているというふうに理解してよろしいかと思いますが、あと、道路の維持管理について、地元の方のボランティアによるような、どういいますか、ような材料の支給であるとか、委託料を払って草刈りをさせていただくようなのがあったというふうに記憶しておりますが、その点について実績等、その辺分かりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 今、直接数値的なものはちょっと手元に持っておりませんが、通常、道路の草刈り、除草につきましては、各自治会のほうに、毎年6月1日から10月いっぱいまで、年に2回程度草を刈っていただくというところですが、その費用支弁というか、一部の支弁をしております。かなりな、ちょっと数はあれですが、金額的には50万円を超して60万円の手前だったというふうに記憶しております。あと、原材料の支給ですが、最近、あまり実績がありませんでしたけれども、道路の碎石を今年度実施、自治会から要望があつて碎石と真砂だったと思いますけれども、それを支給して、地元で補修をしていただいたという事案はあります。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） その委託料として、支弁費用として50万、60万ということになりますと、かなりな量をボランティアでやっていただいております。たしか1キロ当たり1万円ぐらいだったと思いますが、その点について間違いはないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 単価的には1キロ当たり1万円で今年度は実施しております。ただ、来年度に向けてなんです、春先の自治会、まち協の合同要望の中に、単価の見直しというようなことも触れられておりますので、新年度予算でいえば、ちょっと、まだ言っちゃ駄目なのかな、原課としては予算のほうをもう少し何とかならないのかなということで財政と協議をする予定です。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 何とかなるようによろしくお願ひしたいと思います。
次に、簡易水道の配水量に対する……。

○議長（山本 芳昭君） いや、すみません、町長がいらっしゃるので、町長の答弁を求めたらいかかかなと思ったんです。

○議員（6番 荒木 博君） いや、今向こうに振っておられましたので。では、町長に伺いますが、ボランティアの除草作業ということに対して、単価についてのお考えをお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういいますでしょうか、地元でして、除草が中心だろうというふうに思っていますが、町道の町道脇全てやっていただいているわけではないですので、そういった意味で、比較検討すれば、当然、地元のボランティアの皆さんの単価ってというのは少ない単価だろうというふうには認識しておりますが、ちょうど私の住んでいるところもそういうところをさせていただいてるっていうふうには理解しておりますが、ちょっと金額的なところは頭になかったというのが現状であります、要はそういったところの実態把握しながら前向きに検討はしていきたいというふうに思っていますので、最終的には、予算編成の中の過程の中で結論させていただきながら御提案させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） ただいまの町長の意見はイエスというふうにとらせていただきます。

それでは、簡易水道の配水量について質問いたします。無効水量というのが、平成30年と令和2年を比較しますと、ざっと倍増しております。米子市みたいな大きなところでいいますと大した量ではないですが、日南町でいいますと、かなり率が高いわけですが、調査の進捗状況について伺います。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 漏水量につきましては、決算の事業概要の中でもこうした漏水のために配水量が増えてるということを御指摘いただいております。過去には、平成の28年に同じぐらい、80%を切って79.2%にまで落ちたことがあります。そのときには、特に多里地区と白谷地区が影響が多いというところで、夜間の漏水調査、そういったもので取り組みまして、約90%近くまで復活させたことがあります。

今回、それ以降、15%近く落ちてるというところで、また、影響的には多里地区が大きいというところで数値的には確認しておりますので、そうした前回のような漏水調査を実施したいというふうに担当と考えております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 考えておられるということではありますが、実際には、前回よりもひどくて、75%台ということに有収水量率というのが下がっておりますので、適時対応していただきたいというふうに思いますが、その漏水のあったときに、例えば修繕について伺いますが、緊急、漏水、例えば本管配水管の漏水があったときに、緊急に修繕をしなければいけないということがあると思います。そのときには、特定の業者に依頼するわけだと思いますが、私はその配水管ないし布設替えをした業者が責任を持ってするのが一番いいというふうに考えておりますが、それについて伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういんでしょうか、有収率が低いっていうのは基本的によくはないというふうに思ってますし、また、経過につきましては、課長のほうから申し上げたとおりだというふうに思っておりますが、基本的に新しい、新しい言やあおかしいですけど、ところが多いっていうふうに思っていますが、ただ、一方では、やっぱり本当に古いものの配水管、給水管があるということも事実ですので、そういったことの長いスパンから見ると、おっしゃられるように、布設業者のほうが管理をするみたいなイメージのっていうのはあるというふうに思ってますが、ただ、そこはまだまだ、なかなか実体的に難しい側面もあるのかなというふうに思っております、それこそ、現在、業務を休止されている会社もあつたりしますし、また、職員体制がなかなか難しいという業者も、一部ですけれどもあるというふうに思っておりますので、ただ、一番大事なのは、行政側として配水管がどこの位置にあるかというところを、どういんでしょうか、地図的なことも含めてですが、そういうところで管理をまずはするっていうことが大切だというふうに思ってますし、また、それを事故があるときには、事故の内容はいろいろありますので、いわゆる目に見える形の中で、どういんでしょうか、修繕箇所が分かるケースとそうでないケースっていうところがあって、要は、目に見えないケースっていうのが多分たくさんあって漏水っていう話になるというふうに思ってますが、そういったところは、やっぱり数字的なところで、どこの辺のエリアが、エリアというものはある程度特定しながら、前回もそうですけれども、専門的な業者の力もお借りしながら、どうい

ましようか、漏水の軽減に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 町長の説明のとおりだと思いますが、例えば、修繕工事というのは、業者にすれば、修繕工事ってあんまりおいしくないですね、実際に。新規に布設替えとか、新規の布設のときには、その契約のときに、基本的に、倒産をすれば当然あれですけども、基本的なルール、暗黙でもよろしいですが、工事をした業者がその責任を持って修繕をするというようなことも必要ではないかというふうに思います。

それはそれでよろしいですが、何年か前から遠方監視システムというのを取り入れております。配水池であるとか浄水場とか、瞬時に連絡が来るようになってくると思うんですが、その来たときの作業の流れといいますか、修繕までに、今年でも断水とかあって、配水池が、水源が低下したこともあります。そういうときに、担当課の誰かに連絡が行って、その後の流れというのはどういうふうになつてくるのか、修繕までの、完了までの流れをちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 統合事業に絡んで遠方監視システムというところで、配水池なり浄水池なり、そうしたところの流量だとか水位だとか、そういったものはこれまで、特に冬場の漏水などそういったところで瞬時に、現在状況が把握できるというところで役に立っております。

今年も下石見のほうで本管漏水が実際ありました。そのときにも、配水池の水位が異常に低下する、そうしたときの警報が、担当のほうに、私にも入りますが、職員のほうに数値的に、自動的に通報されるというところで、それを受けて即時にまず職員が出て漏水箇所なりそういったものが直接見つけられればいいんですが、それ以外では、仕切り弁で止めて漏水を止めるというような作業までは職員がやります。

今年ありましたものは、なかなか道路の上のほうに水が噴き出るとか、そういったような壊れではなかったので、津山市のほうから漏水の詳細な調査ができる業者を呼んで、場所を見つけまして、その後、その管路の修繕工事というところですが、町内業者のほうに、できる業者さんは限られますが、そうしたところに声をかけて、最終的には米子市の業者さんのほう、町内の業者さん経由で米子市の業者さんと併せて修繕をしたという経過があります。

先ほどもありますように、町内の業者で対応できるものが一番いいんですけれども、なかなか今の工事で、本管工事をしたところにそれを義務づけるという形はありません。こういった企業会計の場合は、業者委託というか、民間委託とかそういったものもありますので、長いスパンでいけばそうしたものも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 質問としてはちょっと変な質問であったかもしれませんが

が、修繕をする業者にとれば、なぜうちだけ修繕というやな声も聞いたことがありますので、改めてそういう質問をしました。

それで、例えば修繕をする場合に、日南町は当然管材業者というのはありません。私はどなたが修繕されようと、全てとは言いませんが、ある程度は修繕用の管材であるというのをストックしとく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 緊急修繕に係る材料というのは、毎年、ある程度は上下水道のほうでストック、管材なり部材なり、そういったものについては、すぐ対応できる最低限な資材っていうのは、買い増して備蓄をしている状況です。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） では、この質問はここまでとしまして。

次に、3番目に伺いましたし尿のくみ取り料金が上がりますよというお話ですが、来年度といたしますか、令和4年の4月からし尿のくみ取り料金が上がるのはもう決定したことでありますので、それで、それに伴って日南町の上下水道の料金のほうはどうされるのかというのを伺いたと思います、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 既に御案内のように、ここ何年間かは、どういたしますか、水道料金であるとか下水道の料金につきましては据置きという形を取らせていただいたというふうに思ってますし、ただ、来年から確かに、三町衛生のほうではこういう形の中で、少し値上がりの結果として生まれてきたということは事実ですけれども、これからそういったところを踏まえながら予算編成に向かうという話だというふうに思ってますので、ちょっと全体の影響額とかそういったところはこれからの話ですので、早晩、すぐ私がこの場でっていう話にはならない状況かなというふうには思っております。ただ、基本的な捉え方につきましては、あくまでも個人的な現時点でのイメージですけれども、据置きをできる限りはしていきたいというふうには思ってますが、とはいいながら、どういんでしょうか、この影響幅というところはしっかり確認しながらしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 町長の個人的な見解を伺いましたが、上下水道に関しては、消費税が5%、8%、10%上がるという据置きというイメージでなしに、実際は値引きをしているわけですからね。これからの、例えば事業会計になりましたけど、上下水道の施設、維持管理していくためには、やはり値上げも必要ではないかというふうに私は思っております。もしか、個人的な意見のように据置きということであれば、くみ取りの料金に対して、私は助成でもするべきではないかというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員おっしゃられましたような背景もありますし、とはいいいながら、例えば水道料金あたりに関しては、他の近隣の市町村あたりの料金とを対比すると、どちらかという、日南町の場合は高いというランクが現状であります。そういったこともありますので、確かに経営的には経費が上がる材料というのは少しずつあるというふうに思ってますけれども、そういったところのバランスと、やっぱり基金あたりの捉え方の中で整理する必要があるというふうに思っております。ただ、昨今のコロナ禍でもありますので、そういったところの社会的な背景も配慮しながらという思いで、先ほどは個人の見当ですけれどもというお話をさせていただいたということでもあります。ただ、当然、どういんでしょうか、利用者も減ってきたりという状況がこれから続くというふうに思います。

そういった意味で、一つのインフラとして安心した、どういんでしょうか、継続的な形を取るためには、一方では、やっぱり必要なものは必要だろうというふうにどっかでは判断しないといけないというふうに思っています。特に、やっぱり管路が長いとかいうことがこういった地域では背景にありますけれども、そういったところで条件不利なところは当然承知しておりますので、そういったところで、要は持続可能っていうか、継続ができる経営体系を目指すというのが基本の理念としては持っておりますので、そういったところの中で判断をさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 大変参考になる意見ですが、昨日の一般質問の中でもありました、町民の皆さんに対して公平感を持って対応をしていただきたいと。ですから、もしか、据置きをされるようであれば、やはり助成をするべきだというふうに考えます。

では、続きまして、最後の質問をさせていただきますが、水道の未普及地域に対する井戸水の安定化供給推進事業というのがあります。その中で申し上げますと、日南町家庭用水施設整備推進事業助成金交付要綱というのがございます。その中で、交付要綱の中でボーリングのみという指摘があるんですよ。井戸の掘削って何種類もあるわけですが、なぜ、ボーリングのみということになったのかというのを伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） ボーリング井戸に、ボーリング工事等にはしておりますけれども、古い井川の井戸っていうか、土管の井戸とか、そういったものというのは、現在あまり、それをもって新しく井戸を新設されてるといのは、案件は少ないと思います。安全な水を確保するというために、水は確保できても、例えば大腸菌だとか水質検査のほうで安全性が損なわれるというところで、この事業がスタートしてから掘り抜きのボーリング井戸というのが主流で補助の対象にしているところです。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 先ほどボーリング等という、等が出ましたけども、等と

というのは、ボーリングに関係する施設、例えば滅菌器をつけたり井戸ポンプをつけたりというふうに解釈しておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） この要綱は、ホームページのほうにも分かりづらいところに出てはおりますけれども、補助の対象工事がボーリング工事と、あと施設としては、取水管工事、ポンプ設置工事、給水管工事、浄水設備というところにありますので、そうした浅井戸を除外しているというわけではありませんが、水質の検査では、ほぼ検査上大腸菌なり濁度とか、そういったところで支障になるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 明確な回答がありませんでしたが、井戸のボーリングでなしに、例えば打ち込みの井戸があったり、オーガによる掘削があったり、それから重機の掘削が、今、課長言われた井戸を手で掘って入れるというような井戸もありますが、そういうのを対象になると考えてよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 水質検査に合格すればあり得るとは思いますが、多分、通常そうした場合は、水質検査のほうで飲用に不適という判断が出ると考えておりますので、計画書が仮に上がってきますと、実施については協議するということになると思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 先ほど、等と申しましたが、例えば大腸菌が出る可能性が一番大きいわけですが、そうすると、滅菌器をつければその等の設備になりますから、全然問題ないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 滅菌器をそうした場合に後年度でつける、水質が収まるまで、仮に半年まで待っても検査に合格しないという場合は、滅菌器を後年度で追加するというのが、先ほどの制度拡充の一つです。ただ、やはりボーリング井戸なりそうしたところは高いものですから、意外と、実際のところですけども、水質検査が不合格でも滅菌器はちょっと待ってくれというような事案も実際出ております。なので……（「質問が、答えが違うような気がします」と呼ぶ者あり）えっ、違った……（「基本的には対象になるか」と呼ぶ者あり）それが妥当施工方法でしたら対象になるというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 先ほど陰の声が聞こえましたが、要するに、打ち込みの井戸であっても、例えばオーガで掘っても対象になるというふうに解釈させていただきます。よろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、家庭で使われる、あるいは台所で使う飲み水って
いうところのためのものですので、そういったところが目的としてできるなら対象では
ないのかなというふうに思っておりますが、担当課長からいえば、やはり簡易的なとこ
ろの井戸の在り方については、先ほど言いましたように、飲み水として適正になりにく
いっていう状況が想定されるということですので、申請が上がった段階で、そういった
ところの内容も含めて御家庭の皆さんと協議しながら実効ある工事あるいは補助金を投
与するっていうか、そういったところは協議しながら進めていきたいというふうに思っ
ていますので、ですから、頭からいけんということではなくて、最終的には、飲み水が
担保できる形を恒常的に恒久的につくるとというのが目的でありますので、そういったこ
とを念頭に置きながら相談をさせていただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 先ほど町長の答弁を頼りに、次の質問をしたいと思いま
すが。本来は、私がここで質問をしたかったのは、その家庭用水の推進事業の補助金に
対して、これが平成7年から始まっておるわけですね。30万から今現在90万という
助成であります。それ以前に、例えば井戸を掘られて、頭の中でちょっと整理しま
すが、井戸を掘られてかなり経年をしています。今この助成の設備はポンプまで助成す
るわけですので、その以前の方の家のポンプが故障したと、故障する可能性があるとき
にまで枠を広げていただきたいと。要するに、水道の普及率というのは七十何%です。
だけえ、あと二十何%の方は、要するに井戸水に頼っておるわけです。しかも、人口の密
集地じゃなく、郊外のぼつんぼつんというやなところにおられて、しかも高齢の方が
多いというふうに私は思っております。ですから、そういうとこで住んでる方が、やは
り井戸水というか水というのは大変貴重なもんであります。下水道の普及があつて水
洗になつるといって、とにかく井戸の水が止まるともう何にもできないわけですね。
ですから、助成条例の前のつけられた設備に対して、ポンプですよ、基本的にはポンプ
ですけど、それに助成をすべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） この井戸水の確保推進事業につきましては、冒頭説明させて
もらったように、補助の上限を30万から90万にさせていただいたということで、どう
いいたらいいでしょうか、井戸を掘るにも、やっぱり価格が高騰してきているという
実態を見ながらということも、背景も含めてさせていただいているところであります。

議員、今御質問の中の従来の設置済みの井戸に対する給水ポンプの故障に対応する補
助事業はないかということで、これが適応にならんかという話だというふうに思っ
ておりますが、どういいたらいいでしょうか、いろんな、今補助金、町でさせていただ
いておりますが、ケース・バイ・ケースだというふうに思っておりますが、例えば住
民課のほうで、住宅改修あたりの補助制度があるというふうに思っておりますが、
そういったところを、井戸水だけではなく、井戸ポンプだけではなくて、周辺の家
屋内の修繕というところを

絡めてそういうことをやっていただいているっていう、できれば、住民の声にできるだけ沿いたいという形の中でさせていただいておりますので、そういったところも御活用いただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 今、住宅改修の話が出ましたが、下限が20万円ということですので、井戸ポンプ替えても10万ぐらいなもんなんです。ですが、高齢の世帯にとっては大変な出費になるわけですから、その助成をするのを、この1項目ほどつけていただければよろしいかと思いますが、その辺どうでしょうか。そんな高額なもんではないんですよ。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど申し上げました事業のほうも、いろんな条件が入っているという話でありますし、今回のこっちの井戸水のほうも一定の条件があるって話の中で、その隙間って言やおかしいですけども、そういったところが現状にあるようでしたら前向きに検討はしたいとは思いますが、一つの現状、現時点では、先ほど申し上げましたような形で、どういんでしょうか、修繕を、故障の改修をされたというケースもありますので、現時点ではそういうところを基軸にしながら御検討いただくことは臨みたいというふうに思っています。ただ、条件としてほかのところも一緒に併せてしていただくことがいいのかなというふうには思っていますので、いずれにしても、井戸水のポンプですので、修繕しないと困るといというのは事実だというふうに思っていますので、そういった意味での条件整備を再検討をさせていただきたいというふうに思っておりますが、現時点では重なりますが、現行制度の中でいきますと、そういうところを御利用いただければ幸いというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 何か前向きであるようなないような発言でございますが、例えば、町長、例えばポンプが故障して、水洗便所があって、80代の仮に高齢者がじゃあどうやって水を確保するかというと、川までバケツを持って行って水をくんでトイレに流さなきゃいけない、こういうのは普通じゃあ考えられないわけです。金額的にも私はそんな高額ではないし、この設備の補助事業の中の一つに、住宅改修では、ちょっと住宅改修って枠がちょっと金額が大きいので入らないので、これの中に付け加えていただきたいというふうに思いますが、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に、おっしゃられるように緊急性が高い話になります。ですから、ある程度は、やっぱりポンプも一定の消耗品でありますので、ですから、そういうことも加味しながら、やっぱり管理をしていただくことはお願いをしたい、まずはお願いをしたいなというふうには思っています。

ですから、何でも一緒だと思うんですが、10年とか15年とか一般的な耐用年数が

あるというふうに思っていますので、実際にはそれ以上活用ができるというのは一般的なイメージですけれども、そういったとこをまずということと、おっしゃられるように、故障すればそういうことだってたくさんありますので、日頃からの予防的な感覚というのを持ち合わせていただきたいというふうに思っておりますが、要は、井戸ポンプのみの故障の改修ということですよ。（発言する者あり）ポンプの取替えですよ、という話ですので、一般的には10万というところで今お聞きしましたけれども、それは作業中も含めての話ではないのかなというふうに思っておりますが……（「含めてです」と呼ぶ者あり）あっ、含めてですか、はい。実施者がおっしゃられるので、多分間違いはないと思いますけれども、前向きに検討させてください。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 先ほど町長の発言の中に緊急性という文言がございました。この補助金を使うには、交付決定が出てからでないといふと工事されないという項目があります。ですが、やはり井戸が枯れてしまったり駄目になって、新たにボーリングをするわけですよ。そうすると、やはり緊急性というのが、どうしても、一刻でも早くというのがありますので、場合によっては、交付決定を待たずに工事ができるような要綱も付け加えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今のお話は、ボーリングを新たにするという話のお話をされてたと思うんですが、先ほどのお話までは、ポンプの更新という話だったというふうに思っていますが、違いましたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） ええ、先ほどまではポンプでございます。町長の答弁の中に緊急性というのがぽっと出たので、この申請をするときに、工事をするときに、これ、ポンプとは別な話で、この助成金を使うときに、交付決定が出てからでないといふと工事ができないと。当然あり得ることですが、ですが、水ですから、生活に、本当に大切なものなので、例えば、取りあえず工事をしますという段階で、申請は後でもいいというやなことにならんのかなという質問です。要するに、交付決定まで、例えばどれぐらい時間がかかるかというのがありますよね。井戸が枯れてしまって、それから、例えば井戸が駄目になってしまって、新しく井戸をするために助成金を使おうと思えば申請をしますよね。交付までって、かなりのスパンがあると思うんですよ。事後承諾みたいな感じの、例えば町長が認めるところはよろしいですよという、大概、条例にはそういうのがありますので、そういうことに関してどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） お気持ち的にはよく分かりますけれども、とはいいいながら、私どもも、やはり予算だとかそういったところも絡んできますので、状況に応じてという話はあると思いますけれども、やっぱり、こちらの迅速的な事務手続を進めるっていう

ことは当然ありますけれども、一般的なところは、通常の形のものは、一定の流れの中で、やっぱり補助金交付要綱的なところも町としてももちろん持ち合わせてはおりますので、それはケース・バイ・ケースではないのかなというふうに思っていますが、基本は、やっぱり、どういんでしょうか、交付決定の中で動いていただくというのをやっぱり基軸にしていかないと、なかなか、じゃあ緊急性の中で全ていいかという話になると、やっぱり收拾がつかなくなるケースもあるというふうに思っていますので、それこそ、本当に緊急性がある場合については、そういった類いの事務的な流れをさせていただくケースはもちろんあるというふうには思っていますけれども、頭からという話にはならないというか、そこだけは御承諾いただければというふうに思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 町長の説得に応じるようにいたしますが、先ほどのポンプの件については、十分に検討していただきたいというふうに思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 荒木博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を2時10分からといたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 議案第83号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから6ページ。

日程第2、議案第83号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第83号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてでございます。次のとおり、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産の処分に関し、地方自治法第28条第9項の規定により、次の協議書のとおり協議し定めることにつきまして、同法第290条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、令和3年度末をもって、鳥取県の西部広域行政管理組合で営んでおりましたうなばら荘が廃止されることに伴いまして、当該施設に係る財産処分に関し、関係地方公共団体と協議の上、定めることにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回の財産処分につきましては、建物の譲渡あるいは土地の無償譲渡、基金の解散に伴う案の上程ということの財産処分でございます。土地につきましては、基本的には立地場所であります日吉津村のほうに譲与するということと、それと、建物につきましては、一昨年からいろいろな取組をする中で公募し、プロポーザルをしながら業者決定いうか、優先の交渉権者と定めて、今現在仮契約をさせていただいている状況であります。今後は、構成団体の本日のように財産処分につきましての合意の中で、来年の組合議会の中で改めて財産処分とか基金だとか、そういったところも含めて上程されるスケジュールというふうになっておりますので、申し添えまして御承認を賜りますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） まず、この譲渡価格なんですけれども、41万5,800円ということで、これ、提案参考価格が、西部広域の資料を見ますと4,158万円となっていて、その1%が譲渡価格になってる。ほぼ、これ無償譲渡で、ちょっと形だけお金払いましたよみたいな、そんな感じかなと思うんですが、こうなった経緯ですとか、あるいは審査委員会でこの価格についてどういう議論があったのか、そういったことを教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういいますでしょうか、価格についての4,000万につきましては、一般的に公募で、どういいますでしょうか、評価的なところの数字だというふうに理解しております、金額は40万、譲渡希望価格は40万ということでありまして、これは今後、建物あるいは備品を受領した中で今後の経営、運営をするための、どういいますでしょうか、こういった金額でないとなかなかできませんということの会社側か業者側からの提案の金額ということでありまして、最終的には、そういったことも踏まえて譲渡を受けて、運営をしたいという提案内容でありますので、そういったところを認めてきたというのが現状の流れだというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 今、一事業者しか提案事業者がないので、もし、この事業者を決めるとしたら、ある程度、価格妥協しなきゃいけないという形になってしまうんですけど、例えば、募集期間を延長したりとか再公募するとか、そういうことは検討されてこなかったんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 一定のルールの中でやってきてるというふうに思っています。ですから、1者手が挙がって、その内容を確認して、それをよしとするということで、基本的には優先交渉権として決定をしておりますということでありまして、今後、そういう再延長とか再公募とか、そういうことはないというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） ここには、譲渡価格ってもうはっきり書かれていますけど、もう一遍確認しますが、これ、この後の交渉でこれが上がるっていうのはあるんですかね、どうなんですか。もう、これで譲るっていうところまでは決まっちゃったわけではないんですか。ちょっとその辺も聞きたいんですけど。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的にはそのことはあり得ないというふうに私は思っています。といいますのも、現時点ですが、どういんでしょうか、プロポーザルを受けて最終的に決定をしたというふうな判断でありますので、これが下がることはあるかもしれませんが、多分上がることもないんだらうというふうに思っていますので、ですから、こういった内容の中で、お示ししている内容の中で、どういんでしょうか、構成市町村の同意を得ながら進めていかれるというふうに思っていますので、基本的には、先ほどと重なりましても、こういった内容で進めたいという、組合側としてもあるいは構成市町村としてもそのように考えております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 基金のことです、3番目の基金。西部広域管理組合の基金は、うなばら荘基金は、現在、基金残高があるのですか、ちょっと教えてもらいたいことと、基金残が出た場合は、表のように配分するということになってますけども、その配分の割合、均等割合とか人口比割合とか根拠はあると思いますけども、そのことについて、2点お聞かせ願います。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼いたします。うなばら荘の基金残高でございます。

事務局からの報告によりますと、1,084万3,000円と報告を受けております。また、財産処分後の配分についてでございますけども、割合を今回示されております。それに基づいて配分されると伺っておりますが、正式にはまだ方針ということで聞いておりますので、今後の協議等で具体的な議論がなされるものと認識しております。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 配分の方式ですよね。一般的に広域行政管理組合は均等割と人口割がありますけども、これについて、もちろん米子が多いわけだけども、配分割合が、それについて決まっていることがあれば教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 議員御指摘のとおり、配分につきましては、人口割、均等割という割合で、過去にも負担をしてきた経過でございます。過去の市町村負担金の投入額により案分した額でまた戻されるということで、今整理されている状況でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） それと、うなばら荘の土地については日吉津村、物件については民間の業者ということなんだけども、それはそれでいいけども、西部広域行政管理組合のうなばら荘は、完全に3月31日いっぱいでもう廃止するという事で確認したいことと、一応、地権者は日吉津村になって、いわゆる物件は民間業者ということなんだけども、それはもう日吉津村と業者との話合いで物事は今後進んでいくというふうに理解すればいいのかということの確認です。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 土地との関連につきましては、御発言のとおりだというふうに思っていますので、日吉津村と今後は管理運営される事業者との契約になるというふうに思っています。段取り的には、ちょっとまだ分かりませんが。あとの広域行政管理組合のうなばら荘についての基本的な考え方は来年の3月末で終了するというふうに思っておりますが、事務局のスケジュール感で若干事務的なことがあるということがあって、建物の正式な引渡しというのは、5月になりますので、ただ、内容的には3月で終わるけども、事務的な引継ぎの中でいくと、正式には5月に引渡しをするというスケジュールでお聞きしておりますので、そこだけはお伝えをしていきたいというふうに思っております。

○議員（4番 久代 安敏君） 分かりました。

○議長（山本 芳昭君） 5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） 1点ほどちょっとお伺いします。

プロポーザルでこの業者さんのほうに最終、何かな、あれを、選択権というかな、あれが決まったということですけど、このプロポーザルの要求された中身であったり、それからその決定となったその内容について組合のほうで報告があったと思いますが、その内容についてお示し願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 一応、聞いてますのは、海岸べりということと、皆生温泉が近いということもあって、要は、トライアスロンあたりの発祥の地でもありますということもありますので、そういったところの地理的なことも含めてですが、基本的には、アスリートの皆さんの、やっぱり訓練の場であったり宿泊の場であったりということを計画の主たる内容ということで、そういったアスリートを特化した形での複合施設として利活用したいというのが、基本的な経営の基本方針というふうにお伺いしておりますし、また、現在の職員の皆さんも、基本的には継続雇用を希望しておるというふうなことでお聞きしておりますが、ただ、具体的には面接をされたりとか、そういったところの、具体的には正式に決まれば、そういう動きになるというふうに思っておりますが、会社側の基本方針とすれば、そういう雇用につきましては、継続雇用というのを基本に置いておられるということだけはお伝えしておきたいというふうに思っております。

す。

○議長（山本 芳昭君） 5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） 今まで、その住民の方にうなばら荘がサービスしてこられました、結構お年寄りの方も活用されておられたような実態があるわけですけど、そういうことは継続されないのか、求めておられないのか。プロポーザルを受けるときに、組合のほうがそういうことを要求いうかな、求めておられないのか、その点を最後にお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） うなばら荘は、御承知のとおり老人の療養施設、療養じゃなくて、くつろぎの場としての長くやってきたというのは、皆さん御承知のとおりだと思いますし、また、町民の皆さんも何回か御利用されたというふうに思っております。ただ、昨今のやっぱりコロナ禍のということもあたりしますし、いろんなところもあって、なかなか経営が厳しい状況がここ数年はあったというふうに思っております。ですから、そういったことの背景も踏まえながら、建物の老朽化とか修繕というところをやってきた経過もありますけれども、総体的にいくと、なかなか継続性には難しいというところの判断で、どういんでしょうか、指定管理をやめて売買っていうか、民間の皆さんの利活用してもらおうという方向で転換をしてきましたので、そういった経過の中でするので、最終的にはこれから今の状態を続けてほしいとかそういうことではなくて、あくまでも建物を利活用してもらおうためというのが主眼の中で公募してきたというふうには理解しております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 1点だけ。建物及び備品の譲渡、相手方、ヤードクリエイションという会社になっておりますが、この会社概要について伺いたいと思います。（「概要」と呼ぶ者あり）概要です。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 記載の会社のお名前ですけれども、11月1日から名称変更でそういう名称になっておまして、それまでは株式会社文化の友という会社の名前です。ですから、米子の市内を中心に書店だとか知育玩具あたりの運営だとかというところだとか、事業用地だとか店舗の住宅の賃貸業というところが、主な2つの事業の今までの会社としての営みの内容だというふうに紹介しておきます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 先ほどのちょっと基金のことについて、もうちょっとお聞きしたいんですけども、基金が、今現在で1,000万ちょっとあるということで。ただ、整理するに当たっては、何か支出だったりあるいは今年度分の経営の損失だったりとか、マイナス部分が出てくると思うんですけども、そうしたマイナスの部分が出てきた場合に、この基金と相殺して、それで最終的に、何ていうんですかね、基金が、

それでも負債が出た場合には、この割合で簡単に払うというようなお話も聞くんですけども、そういう認識でいいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君） 失礼いたします。先ほど、うなばら荘基金残高についてお答えいたしましたが、基金残高以外にも全体での財政調整基金であるとか、その他、個別運営の中で運営経費に当たり指定管理料であるとか、その他もろもろの経費がございます。また、財産の処分に当たりまして、評価でしたり、このたびプロポーザル等行ってこられました。それらの御提示されてる金額、41万5,800円というような数字もございますけども、今後の処分に向けた動きの中で改めて整理され、それを確定した後に案分するというような状況の中では、今のところ、いわゆる議員おっしゃった追い銭というか、追加でお支払いをするというようなことはないように伺っておりますけども、まだ、流動的であるというところではお聞きしているところでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第83号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第3 議案第84号 から 日程第4 議案第85号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページから8ページ。

日程第3、議案第84号、日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について、日程第4、議案第85号、日南町納税奨励条例の廃止について、以上、条例の廃止関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第84号、日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について、次のとおり、日南町税集合徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらるるものでございます。

内容としましては、日南町税の集合徴収等の特例に関する条例を廃止するということであり、この条例は、令和4年4月1日から施行ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、議案第85号、日南町納税奨励条例の廃止につきまして、次のとおり、日南町納税奨励条例を廃止する条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条

第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、日南町の納税奨励条例を廃止するという事で、来年の4月1日から施行する内容でございます。

なお、このことにつきましては、執行部のほうから、昨年11月のときに全員協議会のほうで、どういんでしょうか、素案を説明させていただきました。当時は、今後の、その後の議案にも関連はしますけれども、今回から集合条例から個人の個別の徴収という、単税方式ですね、集合税から単税方式に切り替えるということで、あわせて、コンビニの収納も、来年度からの4月からですけども、そういったところも含めて、徴収の在り方を抜本的に見直したいということで、昨年11月に説明をさせていただきました。その中で、どういんでしょうか、徴収の回数を、今までは、日南町とすれば10期に分けて現在徴収をさせていただいてる現状があります。11月の説明では、激変緩和ということで、10から8回、その後4回ということで、素案づくりをさせていただきましたけれども、当時の議会との御意見も踏まえてということにはなりますが、現状では、地域の皆さんにも4期で、いわゆる住民税と固定資産税を4期で納めさせていただきたいという形で説明をさせていただいております。

どういんでしょうか、そういった経過の中で、全員協議会の中で、皆さん方には、ちょっと説明のほうに不十分だったということでもあります。ですので、そういったところの全員協議会の話と現実が少し食い違った形での説明とさせていただいておりますので、本来ですと、住民の皆さんに説明する前に、もう一度、皆さん方に住民税と固定資産税につきましては、4期の、どういんでしょうか、収納の回数ということで御説明させていただいて、御承認をいただいた中での推進ということが本来の形でありました。そういうことで、少し説明不足というところで、まずはおわびを申し上げたいというふうに思っています。今後はそういうことのないように、留意しながら推進をしていきたいというふうに思っています。おわびを申し上げたいというふうに思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第84号の質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 先ほど町長から経緯について説明がありました。昨年11月の全員協議会からの説明から、その後の説明もなく今回議案が提出されたということでもありますけれども、11月の全員協議会での議員の意見もいろいろあったと思いますけれども、その時点から今日に至るまでの検討の経過及び時期について、いつの時点でこういうふうに決定をされてきたのか、それまでの8期を4期にするっていうところを、どういう比較検討されたのか、伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 昨年11月に皆さん方に素案づくり、素案についての説明を

させていただいて、議員の皆さんの御意見も踏まえながらということで、その後の結果を踏まえて、私のほうで担当課とも協議をさせていただいて、いずれにしても、2回変更が発生するということと、期間が短いということと、そういったこととシステムの経費あたりも含まれて、私の判断で、どういんでしょうか、10期から4期にしましょうという判断をさせていただいたというふうに記憶しております。ですから、それが春頃だというふうに思っております、その時点で、本来は、皆さん方に改めて方針あたりの説明をする場が、本来は持つべきだったというふうに思っておりますので、反省をしておるところであります。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） それと、先ほどの説明で既に住民への説明をされておることなんですが、どういうステージで説明をされてきておりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 初めに、今年は開催されませんでした、自治協と自治会長合同会議がなかったんで、書面での各課からの事業説明という形でありましたけれども、その場で自治会長、自治協議会には文書で説明をさせていただきました。その後、6月15日に税金の通知を、皆様方全てに発送します。それは、町外の固定資産税を持っておられる方も全てなんですけれども、そのタイミングで、町からの納税の納め方が変わりますというような通知と、あわせて、何期になる、期別が変わるということも併せてお知らせしています。

それから、テレビの3チャンネルのほうで、各課からの事業説明という中で、各家庭といえますか、3チャンネルで、テレビ放映でもって説明をさせていただいております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 7番、古都勝人議員。

○議員（7番 古都 勝人君） ちょっと確認をしておきたいと思っておりますけれども、今回、納税奨励金の廃止という話、これ条例の廃止なんですけれども、それで昨日来の一般質問の中で、いわゆる地域コミュニティー……。

○議長（山本 芳昭君） 古都議員、奨励金の廃止については、次の85号。

○議員（7番 古都 勝人君） すみません。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、84号についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、議案第85号の質疑を許します。

7番、古都勝人議員。

○議員（7番 古都 勝人君） 先ほどはえらい失礼しました。いわゆる税関係で先般からお話も聞いたりしたんですが、特に昨日の一般質問の中で、いわゆる納税奨励金の廃止に代わるというイメージで私は聞いたんですけども、地域のコミュニティー活性化交付金という形で、相応の地域に対する交付をするという話で、しかしながら、これま

では条例でありました。これからは交付金であります。交付金ということになれば、一般の事業と同じで今年でやめますということもあるのかも分かりません。そこら辺の持続性について、昨日の話では、住民の民意を全て聞くと財政的な問題もあるし、今後の予算編成の中で内容については詰めていくというお話をいただいたんですけども、私もそのように感じたんですが、この交付金になった場合の、いわゆる、ほぼ同額というお話もありましたが、持続性についてはどのようにお考えになっとるか、この際、お聞きをいたしておきます。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 昨日来から、あるいは、議員からは一般質問の中で、春頃からという話を皆さん方も御承知のとおりだというふうに思っています。その辺で地元の皆さん、地域の皆さんの民意の声を聞かせていただいている段階であります。ですけど、昨日も申し上げましたけど、かなり捉え方とか現状も含めてですが、異なっておるという現状だけは把握している段階であります。ですから、今、どういんでしょうか、持続性についてという話は、これからの議論になろうというふうに思っておりますが、とはいいながら、やはり一方では事業の縮小あたりとか、予算の縮小というような背景ももちろんあります。ですが、最終的にはやっぱり地域の皆さんが、どういんでしょうか、元気だっていうところが、そういうまちづくりをするっていうことが原点だろうというふうに私は思っています。そういった意味で多少の制限というのは当然あるかなというふうには思っていますけれども、現時点では少し正式な回答は控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、古都勝人議員。

○議員（7番 古都 勝人君） 内容については昨日もお話しになっておりました、これから詰めていくんだと。それで交付対象者をどの範囲にするかというようなことも、これから詰めるというお話は聞きましたが、今の町長のお気持ちとして、これまで地域では納税奨励金でいろんなことをサポートしてきたわけですが、今の町長のお気持ちでは、どのようにこれをいつまでぐらいとかいうのがあるんでしょうか、いまだないということよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 以前も申し上げたというふうに思っていますが、納税という観点から申し上げますと、本当に従来から地域の住民の皆さんの納税と、そして集めていただいて納付していただくっていうところでありまして。以前は職員が地域に出かけて、それを受け取りながらという時期もありましたけれども、現状では納税組合の中での、どういんでしょうか、口座振替の割合も高くなってきているのが現状であります。一方では、従来型をやっている納税組織の組合はあるっていう状況でありましたので、そういったところの中で、どういんでしょうか、収納率はやっぱり日南町としても高い収納率として推移してきたというふうに思っていますので、納税組合自体の在り方については、

決して間違っはなかつたというふうにしてますし、本当に長い間お世話になつたというふうにしておりますので、そういったところだけは肝に銘じておりますので、そういったことも背景にしながら検討していきたいというふうにしております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 納税奨励金の関係ではいろいろと一般質問のほうさせていただいたんですけども、この条例の目的ということがございます。目的としている条例がなくなるということで、あえて1つ質問をさせていただきたいと思ひます。いわゆる、この目的は、納税道義の高揚に資することを目的とするということで、いわゆる納税の滞納がない、要は滞納者がないようにということで、地域を挙げて組合を挙げて納付率を上げとつたという実績がございます。この条例をなくすことによって、税金をいかに納付していただくか、そういうものは何か代わる案としてお持ちでありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） これからは、どういひましようか、単式方式っていうか、個人でお願いをするという形になるというふうにして思ひます。従来型の話につきましては、若干、やっぱり個人情報的なところの相違があつたというふうにして私も思ひしておりますし、そういったところも解消もしたいというところは背景の1つだというふうにして思ひますので御理解いただきたいと思ひますが。今後はやはりどういひましようか、本来の形は、税金は働いて収入の中で納めていただくという原則があるというふうにして思ひます。そういった原則論は、やっぱりこういった長い間の歴史の中で、住民の皆さんも熟知していただいてるというふうにして思ひますので、一般的にはそんなに影響はないというふうにして思ひますし、また、引き続きそういうケースが生まれたときには、丁寧な徴収の体制を整えていきたいというふうにして思ひます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となつています議案第84号及び議案第85号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よつて、議案第84号及び議案第85号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第5 議案第86号

○議長（山本 芳昭君） タブレット9ページ。

日程第5、議案第86号、日南町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第86号、日南町税条例の一部改正について。次のとおり

日南町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、集合税廃止に伴いまして、町民税と固定資産税の納期を改正するものでございまして、10期をそれぞれ4期に年内ですが、1年間の間に4期に改正する内容でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行ということで予定をしております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号の本日の審議は質疑までにとどめることに決定しました。

日程第6 議案第87号

○議長（山本 芳昭君） タブレット10ページから19ページ。

日程第6、議案第87号、日南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第87号、日南町国民健康保険税条例の一部改正について。次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、地方税法におきまして、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯の未就学児の被保険者を対象に、被保険者均等割額を減額する規定が設けられたため、条例を改正するものでございます。

具体的な内容の1つ目ですが、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児被保険者、いわゆる6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者が、そういう者がある場合ですが、未就学児被保険者の均等割額を5割減額するものでございます。なお、未就学児の被保険者が低所得者の軽減ということで、7割、5割、2割を受けている場合につきましては、軽減後の額でさらに5割を減額するものでございます。

2つ目として、規定の明確化と不要な規定の削除を行っております。

3つ目として、国保税の徴収期別の10期を8期に変更する内容も含まれております。適用区分につきましては、未就学児の被保険者の減額規定につきましては、令和4年度

の国民健康保険税から適用という内容であります。

施行日ですが、公布日施行ということ、ただし、未就学児の被保険者の減額規定につきましては、令和4年の4月1日施行という内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） この問題、午前中の一般質問の最後でお聞きしていましたが、時間がなくなりましたので、続きというか改めてお聞きしたいんですけども、制度上、今回国が減額するというので、それと同時に年齢範囲を広げるということは問題ないという御答弁だったと思います。それと、技術的にもほかでも均等割免除している市町村ありますので、技術的にも問題ないということ。そして、何よりも町長御自身が全国知事会などもこの方向を国に要望していて、方向として、これはもっと広がっていくだろうという、そういう御見解をお持ちだと思うんですけども、そういう条件がそろってれば、ここで国が未就学児の5割減免だけをやると国は言っていますけれども、それで自治体によってはそれしかできないというところもあるでしょうけれども、日南町の場合には十分に財政的に18歳以下の子供の均等割全て減免することが可能だと思います。なので、別に国の……。

○町長（中村 英明君） 岡本議員、質疑を簡潔に行ってください。

○議員（8番 岡本 健三君） はい。結局、国の方針になぜそこまでこだわられるのか、なぜ町独自でやれることをやろうとしないのか、その辺の町長の本音をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には一般質問の中で答弁させていただいたというふうに思っておりますので、今回の議案第87号につきましては、こういった形で御提案をさせていただきますというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 本当軽微な質問ですけども、所得の「所」の字が脱字になっというんですけども、改正後の。

○議長（山本 芳昭君） 何ページですか。

○議員（4番 久代 安敏君） 議案第87号の。ページ数、10ページ。タブレット10ページ。こまい字ですけどね。何か脱字じゃないかなと思いますけども。「得割額」になっというでしょう。

○議長（山本 芳昭君） はい。2のところの基礎課税額のところに下線がありますが、その下の4条、5条、基礎課税額というところにも下線が落ちておりますし、文字が抜けるとするのは問題です。議案として正式に提出をされておりますので、一文字抜けるとするのは重大な間違いだとは思いますが。

木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） ただいま御指摘いただきました議案第 87 号につきましては、所得の「所」が抜けております。それから、4 条、5 条につきましても、下線が脱落している部分もございます。再度、精査をいたしまして、議案の訂正という形をお願いできればというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山本 芳昭君） いつ提出をされますか。

○総務課長（木下 順久君） 休憩をいただいて。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、暫時休憩といたします。再開を 3 時 15 分の予定といたします。

午後 2 時 58 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの 87 号でございますが、久代議員の指摘のとおり、所得の「所」の一文字が抜けておりました。議案内容については、影響がありませんので最終日議案の訂正をしていただいて、質疑を行い採決を行いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

引き続き、質疑を行います。

8 番、岡本健三議員。

○議員（8 番 岡本 健三君） やっぱり私は 250 万円を使って、今 5 万円の減額ということをやろうとしているわけです。それは大切なことではあるんですけども、ただ、同じくらいのお金を使って、今このチャンスにやろうと思えば、恐らくこのシステム変更料というのは……。

○議長（山本 芳昭君） 岡本議員、何度も申し上げますが、ここは一般質問の場所ではありません。質疑をしていただきたい。簡潔に質疑をしていただきたいと思います。

○議員（8 番 岡本 健三君） はい、87 号で、質問はだから、なぜそれだけ、もっと年齢範囲を広げて、減額割合も広げてシステム変更をするチャンスがあるのに、なぜ国の言われるがままに未就学児だけにこだわってやろうとするのか、そこが私には理解できないですけども。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 最後に町長、答えてください。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、今回の議案の 87 号で御提案をさせていただいてる内容で進めさせていただきたいというのが基本的な捉え方であります。なぜできないかっていう話になると、基本的には国民健康保険という国の制度を中心としながらの制度であります。ですから、基本的にはそういう制度の改正の内容に準ずるとというのが基本的な捉え方だというふうに思っています。ただし、おっしゃられるように町単独でできないということではないというふうには認識はもちろんでございますが、現時点では

その必要性はないというふうな判断で御提案をさせていただいているところであります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 87 号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第 87 号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 7 議案第 88 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 20 ページ。

日程第 7、議案第 88 号、日南町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 88 号、日南町介護保険条例の一部改正について。次のとおり日南町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、介護保険料の徴収の時期、期別を現行の 10 期から 8 期のほうに 2 期減らす内容というものでございます。この条例につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行ということの内容です。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

4 番、久代安敏議員。

○議員（4 番 久代 安敏君） 介護保険料は普通徴収ですよね、該当になる被保険者は。普通徴収で年度によって被保険者が変わるとは思いますけども、大体普通徴収の方は何人ぐらいおられますでしょうか。普通は年金の月に年金から特別徴収はされてますけども、普通徴収の方の人数が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 普通徴収の方というのは、御存じのとおり年齢到達で介護保険料を普通徴収になって、その方のタイミングで普通徴収の方は、切替えといいますか、特別徴収になるタイミングまでの間が普通徴収になるわけですが、実際にはそこまでの普通徴収の人数というものは、ちょっと把握しておらないというのが今の実情でございます。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、久代安敏議員。

○議員（4 番 久代 安敏君） なぜ聞いたかという、しばしば普通徴収の方の滞納が発生することがあるんですよ。特に介護保険料、特別徴収は滞納はないですけども、普

通徴収のみ滞納がある関係で、ちょっとお聞きしたかったわけですけど。ということで、また後の機会でもいいんですので、分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） またの機会とおっしゃいましたが。

○議員（4番 久代 安敏君） 議案内容に差し支えないという意味です。

○議長（山本 芳昭君） 差し支えありませんか。

○議員（4番 久代 安敏君） はい。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、またの機会ということで、お教えいただきたいと、報告をお願いをいたします。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第88号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第8 議案第89号

○議長（山本 芳昭君） タブレット21ページ。

日程第8、議案第89号、日南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第89号、日南町国民健康保険条例の一部改正について。次のとおり、日南町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、健康保険法施行令の一部改正によりまして、産科医療補償制度の見直しがありました。その中で出産育児金の支給額の内訳の見直しを行うものでございます。具体的に申し上げますと、出産育児一時金を現行の40万4,000円から40万8,000円にする内容と、あわせまして、加算の上限額を現行が1万6,000円でございますが、減額して1万2,000円に変更するものでございます。

この条例は、令和4年1月1日から施行という内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 参考までというか、確認をさせていただきたいと思いますが、現行、病院等での普通分娩の場合の一般的といいましょうか、平均的費用というのはどの程度なんでしょうか。それと、今回総額42万円なんですけども、これは、

例えば協会けんぽなどの他の保険の被保険者に比べてどういう水準なのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 普通分娩の方の費用といいますけども、実際にはちょっと医療機関、これは保険適用ではありませんので、その病院によって、いろいろやはりまちまちだということもやっぱりあると思いますけれども、平均的な金額というものは把握してないというのが実情でございます。

○議長（山本 芳昭君） 把握してないということ。（発言する者あり）もう1点ありました。

浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） 協会けんぽにつきましては、42万ということで同額ということでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） ただし書で1万6,000円を1万2,000円ということなのですが、このただし書ってというのは、施行令で上限3万円までは認められるというふうに理解をしておりますが、その中で今回ここを下げられた理由について説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君） この産科医療補償制度というんですけれども、これにつきましては、分娩のときに重度の脳性麻痺等が発生したときに保障していただくという、要は保険というようなものでございます。その保険料の額が、このたび1万6,000円から1万2,000円に減額されたということに伴いまして、それで健康保険法も併せて改正されたものですから、今回の条例改正も併せて行わせていただくということです。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第89号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第9 議案第90号 から 日程第14 日程第95号

○議長（山本 芳昭君） タブレット22ページから。

日程第9、議案第90号、令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第10、議案第91号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第92号、令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第93号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

日程第13、議案第94号、令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、
日程第14、議案第95号、令和3年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）、以上、
令和3年度補正予算関係6議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第90号、令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）
でございます。

令和3年度の日南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところでございます。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,054万6,000円を追加しまして、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,390万1,000円とする内容ござ
います。地方債のほうにつきましては、第2表であります地方債の補正を御覧いただ
ければというふうに思っております。

補正の内容ですが、最初に歳入のほうでございます。国庫支出金のほうで6,326万
1,000円であります。子育て世代の臨時特別給付金事業ということ、あわせて3回目
の新型コロナワクチンの接種体制確保事業、そして、災害復旧対策事業等の歳出の増に
伴います国庫のほうの措置による内容でございます。県支出金のほうですが、635万
9,000円ということで、林道新設改良事業、あるいは林道の災害復旧事業等の歳出の
増に伴います県の支出金のほうの増の内容でございます。繰入金ですが、マイナスです
が2億8,568万8,000円。前年度の繰越金の確定額に伴います計上に伴いまして、
財政調整基金の繰入金を減額する内容のものでございます。ちなみに財政調整基金の繰
入金の補正後の予算額になります。2,675万6,000円になる予定であります。繰越
金でございますが3億2,539万円ちょうどということで、前年度の繰越金の確定によ
りまして、既予算額の差額を計上するものでございます。

参考としまして、前年度の繰越金の確定額というのが3億6,381万2,000円にな
るものであります。町債ですが3,720万の補正額であります。歳出事業費の増減によ
りまして、過疎債及び災害復旧事業債を計上するものでございます。内訳的には、過疎
債のほうのハード部分ですが1,300万円ちょうど。過疎債のソフトのほうですがマイ
ナス10万円、災害復旧事業債ですが2,430万円の増を見込んでおります。

続きまして、歳出のほうでございますが、総務費のほうで一般管理事務ということで
853万4,000円を計上させていただいております。会計年度任用職員の増員等によ
りまして、人件費の増を見込ませていただいております。

次に、町有財産の整備管理事務ということで200万円ちょうどです。町有財産であ
ります、これから冬期にかかりますので、そういった施設の管理に備えるための修繕費
を見込ませていただいております。

続きまして、民生費ですが、民生一般管理事務ということで2,016万7,000円
でございます。子育て世代の臨時特別給付金の給付事業等に係る必要経費を計上させてい

ただいております。いわゆる10万円相当分の給付ということで、国のほうから出てはおりますけども、先行給付分ということで1人当たり現金5万円の給付に係る事業費を計上させていただいております。

生活保護総務費でございますが、1,694万7,000円ということで、生活の扶助及び医療扶助の国庫支出金の返還金の計上をさせていただいております。

衛生費ですが、予防衛生一般ということで、1,874万3,000円、いわゆる3回目の新型コロナワクチンの接種に係る体制整備の必要経費を計上させていただいております。

次に、病院の運営事業でございますが、マイナスですが、5,249万円ということで、病院事業会計におけます国庫等の財源確保によりまして、医療基金の取崩しを減額する内容のものでございます。ちなみに参考として、医療基金の補正後の予算額ってということですが、5,755万9,000円という予算上の数字になっております。

続きまして、農林水産業費ですが、農道等維持管理事業ということで、401万1,000円を見込ませていただいております。農道の維持の工事の見込み精査によりまして、維持工事費の増を見込ませていただいております。森林保全総合対策事業につきましては、1,366万3,000円ということで、日南町の新植経費の補助金の申請が増ということの見込みはありますので、それに対応する内容でございます。

続きまして、土木費ですが、道路維持管理事業ということで、2,476万7,000円、町道の維持工事の見込みの精査によりまして維持の工事費の増を見込ませていただいております。

続きまして道路新設改良事業でございますが、1,629万6,000円ということで、町道の生山印賀線及び大菅阿毘縁線等におきます、国庫の配分の増が見込まれるため、その事業費の追加をさせていただきたいという内容でございます。

最後になりますが、災害復旧費ということで、耕地災害の復旧事業、林道災害の復旧事業、公共土木施設災害復旧事業ということで、それぞれ1,700万、1,100万、4,330万を計上させていただいております。8月の豪雨災害等に係ります災害復旧事業費の精査によりまして追加分の額ということで、御理解いただければと思います。

次の議案ということで、議案第91号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,781万1,000円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,948万6,000円とする内容でございます。補正の主な内容でございますが、歳入のほうですが、県支出金としまして8,751万6,000円ということで、保険の給付費等の交付金の増を見込んでおります。繰入金ですが、29万5,000円ということで、職員の人件費の精査によりまして、一般会計からの繰入金の増を見込ませていただいております。

歳出のほうですが、保険給付事業の中の一般被保険者療養給付費というところで、7,300万を見込ませていただいております。療養の給付費の支払い見込みの増を見込んで

いる内容でございます。

次に、保険給付事業の中の一般被保険者の高額療養費でございますが、740万を見込ませていただいております。同じように高額療養費の支払いが増という見込みをした内容でございます。

次に、病院運営整備事業ということで、699万6,000円の補正をお願いしたいという内容でございます。特別調整交付金の病院事業会計への繰入金が増となったなど、見込みということの内容でございます。

続きまして、議案第92号、令和3年度日南町介護保険特別会計の補正予算（第3号）でございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億858万8,000円とする内容でございます。主な補正の内容でございますが、歳入ですが国庫支出金のほうが、マイナスの13万3,000円ということで、歳出のほうの減額に伴う内容でございます。県の支出金のほうがマイナスの6万円、繰入金の方もマイナスの14万4,000円ということで、内容的には歳出の減額に伴う内容というふうに御理解をいただきたいと思っております。

歳出のほうでございますが、地域介護予防活動支援事業ということで、マイナスの5万1,000円、生活支援のボランティア養成事業でありますとかを含めて、事業費の精査による減額でございます。

続きまして、認知症の初期集中支援推進事業費ということで、マイナスの6万9,000円、新型コロナの感染予防によりまして、中止しました研修旅費だとか事業費の減額を見込んでおります。

地域ケア会議推進事業ですが、マイナスの12万4,000円ということで、新型コロナの感染予防により中止しました講師の謝金等、事業費の減額を計上させていただいております。

続きまして、議案第93号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,349万円とする内容でございます。補正の主な内容でございますが、最初に歳入の中の諸収入ということで12万円ということでありまして、歳出に充当する広域連合保険料還付金が増えたということの増を見込ませていただいております。

歳出ですが、諸支出金ということで、同額の12万円ということでありまして、保険料の過誤納によりまして還付金が増ということで、歳出のほう上げさせていただいてる内容でございます。

続きまして、議案第94号、令和3年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）でございます。

内訳としましてですが、支出のほうですけれども、収益的支出ということで、補正予算額につきましては352万5,000円を予定させていただいております。内訳として営業費用の中の原水及び浄水費として160万円、配水及び給水費ということで192万5,000円を見込ませていただいている内容でございます。具体的な内容につきましては、原水及び浄水費につきましては、修繕費として冬期の緊急修繕費用の増額として100万円、また、薬品費としまして、生山とか多里地区の凝集剤等の増額を見込ませていただいております。金額は60万円です。

続きまして、配水及び給水費の中の修繕費ということで、下石見の配水施設の水位計のほうの取替え修繕をさせていただきたいという内容です。金額は192万5,000円でございます。

続きまして、議案第95号、令和3年度日南病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

内容でございますが、まず、収益的のほうですが、収益的の収入ということで、病院事業収益につきましては、補正額につきましては、トータルではゼロ円でございますが、内訳として医業収益のほうで2,456万4,000円を見込ませていただいております。医業外の収益のほうがマイナスの2,456万4,000円を見込ませていただいております。内訳としまして、補助金のほうで2,792万6,000円のプラス、他会計負担金のほうでマイナスですが5,249万円を計上させていただいております。内容的には、公衆衛生活動の収益及び国・県支出金の確保によりまして、総合医療の確保基金の取崩し、いわゆる一般会計からの繰入金ですが、これを減額するという財源の振替を行うものがございます。

そして、次に、その他の医業収益としてはありますが、内訳ではありますが、公衆衛生活動の収益として2,456万4,000円を見込ませていただいている内容ですが、その内訳ですが、コロナワクチン接種の時間外でありますとか休日の対応等の収益として1,147万4,000円、そして3回目のコロナワクチンの接種対応にかかります収益で1,309万円を予定させていただいている内容であります。

また、補助金でございますが、国のほうから国保の調整交付金ということで424万6,000円、県のほうからは、新型コロナの感染症の入院病床確保事業費補助金として2,368万円を見込ませていただいております。

重ねてになりますが、他会計の補助金としてマイナスの5,249万円ということで、一般会計からの繰入金のほう、いわゆる基金の取崩しを減額した内容でございます。

続きまして、資本的収支の内容でございますが、資本的収入ということで517万円を見込ませていただいております。内容的には、国・県補助金ということでありまして、内容的には国のほうが国保の調整交付金が275万円、県のほうが242万円ですけども、内訳としまして、新人の看護師の研修事業費補助金が27万5,000円、及び急性期の医療充実設備整備補助金として214万5,000円を見込ませていただいております。

す。

資本的支出のほうですが、トータルでいけば403万7,000円が補正額であります
が、内訳としまして、有形固定資産の購入費として303万7,000円、そして、長期
貸付金ということで100万円を見込ませていただいております。具体的な内容で
すが、有形固定資産の機械備品、あるいは備品購入費でございますが、既存の計上分の
契約実績による減額がマイナスの125万3,000円、新規としまして、セントラルモ
ニター1式ということと併せまして、心電・呼吸・SpO2送信機1式ということの内
容の器具を購入をさせていただきたいというふうに思っております。

また、長期の貸付金で就職支度金ですけども、1名分100万円ちょうどですが、そ
ういった内容を含ませていただいております。

以上、補正予算につきましての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうからは、議案第90号、一般会
計補正予算（第6号）につきまして、第2表の地方債補正について追加で説明をさせて
いただきます。

タブレット26ページになります。

今回、地方債の補正としまして、限度額の増減をそれぞれにお願いをするものでござ
います。その他の借入条件等につきましては変更ございません。まずは、過疎対策事業
債につきましては、限度額を3億6,510万円、1,300万円の増額でございます。内
容としましては、道路新設改良費としまして1,370万円、そのほか除雪ドーザーの入
札後に減額となります70万円等の増減でございます。

続いて、過疎地域持続的発展事業、いわゆる過疎のソフトでございますけども、減額
の10万円、母子健康相談指導事業の減でございます。

最後に、災害復旧事業が6,580万円と2,430万円の増額でございます。こちらに
つきましては、今回林道、それから公共土木災害復旧事業の増額をお願いをするもの
でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第90号、令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）から質疑を行
います。

歳入全体、地方債について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、タブレット93ページから補正予算説明附属資料に沿
って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット94ページ上段、出納室について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、94ページ下段から95ページ、総務課について質疑を

許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、96ページ、企画課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 97ページから98ページ上段、住民課について質疑を許します。

5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） すみません、タブレットの98ページになります。

民生一般管理事務ですけど、要するに給付金です。子育て臨時特別給付事業ということで5万円が現金で配付されるということですけど、最近何かニュースで自治体の判断で残りの5万円も現金給付ができるというようなことがありました。ちょっと知識として得たわけですが、日南町のほうはどういう具合な考えでおられるのか、お伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 近藤議員、今は下段のお話ですか。次に予定をしておりますので、次、お願いいたします。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私も下段でした。福祉保健課です。近藤議員が今質問された同趣旨の内容ですから。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、住民課についてはよろしいですね。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、98ページ下段から102ページ、福祉保健課について質疑を許します。

5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） 大変失礼しました。質問を全部言ってしまいましたけど、もう一度言います。要するに、子育て世帯臨時特別給付金の給付事業ですけど、ここに5万円の最大値395人ということで、予算が組んで補正予算が上げておられます。最近のニュースで、要するに、残りの5万円もクーポンでなしに、現金給付も可能と考えるということで、何か内閣のほうの説明がありましたけど、日南町の場合はどういった対応をされるのか、考えておられるのか、もし、今のところで、それなりの方向性が出ていましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） まず、財源的な内訳の説明をさせていただいておりますが、要は、10万円を交付する中で、現金で半分は年内に支給してくださいって話の財源につきましては、国の予備費の中の財源を充当してらるってということで、基本的には予算が成立してる内容だというふうに認識しております。一方で、残りの5万円の、おっしゃるようにクーポンって話が出てきておりますが、基本的にはこのクーポンの財源につきましては、現在国のほうで補正予算の中で組まれてる財源というふうに認識しており

ますので、今回上げる、上げるっていうか、現時点では上げれない内容だというふうに、まずは御認識いただきたいと思います。ただ、おっしゃられるように、そういったクーポンについての取扱いについて、今、国のほうでも議論をされてるっていうふうに思っていますので、そういった結果をまずは受けた形の中で、今後の整理をしていきたいというふうに思っておりますが、様々な捉え方があって、市町村の声があるというふうには、もちろん私も認識しておりますが、できれば簡素化できればいいのかなというふうに思っておりますが、まだ正式な形になってないということだけはお伝えをしておきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 102ページの上段、健康増進事業でございます。健康管理システムの改修業務委託料ですが、内容的には、検診結果等の様式の標準化とかいうことと、検診情報連携システムの整備事業ということなんですけども、最初のほうの検診結果の様式の云々という分なんですけども、これについて健康診査等の実施機関から提出される健康診査等の結果についてということで、そのデータを町のほうに受け取るような形の変更だと思いますが、既に健康診査等の実施機関では、定められた形式のデータというのが、もう既に受けれる状態になってるかどうかということをごまします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 現在もできる範囲内ではございますが、国全体でシステムっていいですか、様式の統一化をしていく上で必要な改修になっております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） あともうちょっと2点なんですけども、まず、それでの委託料となっておりますけども、いわゆるこれは両方ともシステムという表現をしてあるんですけども、ソフトウェアのほうの改修の委託料なのかということをごまします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） おっしゃるとおりソフトウェアの改修でございます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 最後にもう1点、検診の情報連携システムの整備でマイナポータルでの閲覧や云々ということになってますけれども、このマイナポータル、これの使用開始っていうのはいつを見込んであるものでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） 基本的には、今年度中に改修を終えまして、この改修の事業期間というのが今年度末になっております。基本的には来年度からスタートというような形で現在は計画をされております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 事業説明書にないんですけども、社会福祉総務費の委託

料が100万ばかり減額をされております。この内容について説明をいただきたいと思
います。見守りシステム委託料だと思えますが。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） この減額につきましては、見守りシステムの精査によ
る減額でございます。当初は1台当たり2,500円ということで、予算計上させていただ
いておりましたが、額の確定、1台当たり2,200円、うち495円を個人負担にす
るということでの減額でございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 当初予算のときから、既に利用者負担を求めるとい
うことで予算組みをされとったと思えますが、これまで無料だったものが有料になったこ
とによって、設置台数の変化があったのかどうなのか、そこの影響について説明をお願い
します。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君） この状況につきましては、切替え作業を4月、5月で
やってまいりました。その中で住民さんのほうにも説明はさせていただいて、実際、今
度有料になるということでやめられた方っていうのは一、二件程度だったというふうに
認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、103ページ、農林課について質疑を許します。
1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 103ページの下段の森林保全総合対策事業について、
ちょっと質問したいんですが、当初予算では18ヘクタール1,000万ということでし
ましたが、今回はそれに補助金の増ということで、20ヘクタール1,366万3,000円と
いうことで、大幅に補助が出ますが、この単価を調べてみますと、当初予算では1ヘク
タール当たり55万5,000円なんです。今回20ヘクタール増ということですが、
単価がヘクタールで計算すると68万3,000円と約2割ぐらいアップしとるんですが、
この積算根拠とか、そういった分はどうなんでしょう。これは森林組合からこれだけ要
りますよと言ってくるのか、そういう基準はどのようになっておるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回の増額につきましては、森林組合のほうから新植が増
えたということで、事業のほう増やしております。国・県の事業を活用しまして皆伐し
た後に新植するところの、その経費の中で、当初予算のほうと経費の内訳等が変
わってきておまして、今回は20ヘクのところ、1,366万3,000円の増額とい
うふうになっております。当初予算のほうでは、議員、おっしゃられたとおり18ヘクで
1,000万という予算を要求しておりました。実際のところ、最終的に今のところ当初
18ヘクタールで要求していたところも約16.96と17ヘクタールの面積のほうにな
りまして、事業費のほうも若干減って900万台になっているというような状況になっ

ております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 1 番、大西保議員。

○議員（1 番 大西 保君） これから、20ヘクタールということですが、残り期間が3月年度内となりますと、もう4か月ぐらいですが、これは十分処理をできる、事業ができる内容なんでしょうか。この期間として。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 期間につきましては、これからということで、今のところ年度内完了ということで、事業のほうをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 1 番、大西保議員。

○議員（1 番 大西 保君） もう1点だけ教えてください。当初予算で、この財源でJ-クレジットの財源として500万4,000円ですが、今回補正が出るということで300万増額でトータル820万円のJクレを使われますが、この根拠というんですが、大体何割を補助するのか、一般財源その他とかいろいろあるんですが、300万円増にした根拠を教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 新植の事業につきましては、現年で取得したJクレの販売収入というものを使うようにしております。当初予算で500万円の要求をしております。今回820万増額をしております。Jクレの販売のほうが今年度も好調で、現在1,300トンを上回る販売をしております。目標は1,500トン年度内に、そこら辺まで達するんじゃないかというところで、今回820万の財源を上乗せさせていただいております。これでも最終的には金額足りないという場合には、県のほうと相談をしたんですけども、できれば森林環境譲与税のほうを活用して不足する部分につきましては、新植する経費につきましては、町のほうが見て、そこから5年の育林の部分については森林組合に持っていただくという事業を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、104ページから109ページ、建設課について質疑を許します。

5 番、近藤仁志議員。

○議員（5 番 近藤 仁志君） 道路維持管理事業のほうですけど、町道維持工事が3,000万工事請負費として載っとるわけですけど、この第6工区の工事の実施見込みが、こういった工事がそういった増えた要因になったのか、ちょっとその点教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 町道維持工事の6工区といいますのは、6件の工事ということで御理解いただければと思います。各地区に割り振って業者を決めてやっておりますので、その6地区分の工事というふうに御理解いただければと思います。通年既計上額年度当初2,000万円で、固定的な除草、草刈り等を必要な舗装の穴埋めとパトロー

ル、それをもって発注しますが、工事について毎月、要望の修繕なり伐採なり、そういったものが積み上がっていきまして、その進捗率が、昨年度で4,600万、その前が4,800万と例年並みの作業量を行ってるところで、今回通年分に相当する3,000万円の上乗せをお願いしているところです。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） タブレットの107ページの耕地災害です。

補正が1,700万円で合計補正後が4,700万で、7月、8月の豪雨災害の測量設計の関係ですけれども、大体これで全部の工事が設計委託されて工事にさばれる状態に入るというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 資料最下段に委託料の実施見込額として4,200万円、これまで計上してまますのは2,500万円ですので1,700万円の補正をお願いしたところです。箇所数を詳細にここで表に表して被災の時期と査定の時期というところで、この順で災害査定を受けております。実質9次査定というところで、来週一番大きな査定を受けます。それと、もう一つこれ追加になりまして、クリスマスに査定を受けるというところが今予定されておりまして、年末までに査定は終わるところになります。ですので、それに必要な委託料というところで補正をお願いしるところであります。工事費のほうは今回補正はしておりませんが、この査定の結果を見て、また必要な事業費の調整をかけたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、110ページ、教育委員会について質疑を許します。

2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 110ページ上段、保育園管理運営事務でございますが、新しい認定こども園など、看板の書換えということでございますが、福栄の以前ありました保育園、日南町立福栄保育園という看板と保育園あり最徐行という注意看板が2つ残っております。こころ辺りは補正で対応されないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育課長。

○教育課長（段塚 直哉君） 今回の補正での対応は考えていませんでしたが、そのような意見をいただきましたので検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）について、質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第90号の質疑を終わります。

次に、111ページから112ページ、議案第91号、令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第91号の質疑を終わります。

次に、補正予算説明附属資料に該当のページはありませんが、議案第92号、令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第92号の質疑を終わります。

次に、同じく説明附属資料に該当のページはありませんが、議案第93号、令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第93号の質疑を終わります。

次に、113ページ、議案第94号、令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第94号の質疑を終わります。

次に、114ページ、議案第95号、令和3年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 114ページの有形固定資産購入費の中で、3番の心電・呼吸・SpO2送信機ということなんですけれども、これちょっとよく分からないので、少し分かりやすくどういう装置なのか教えてもらえませんか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） いわゆる生命維持監視装置みたいな、簡単に言うとですね。いわゆる入院患者さんにおけます、入院中の身体状況を常に監視するために、いわゆる体にそういった装置をつけて24時間、あるいは必要な時間監視し、そのデータを遠隔に飛ばすというような装置でございます。書いてありますように心電系、それから呼吸器、それからSpO2、いわゆる血中の酸素飽和度ですね。そういったのを一体的に管理する、そういったデータを管理するというようなものでございます。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） それで、受信機は従来どおりなものっていうので、受信機はじゃあ、何かほかの装置で今まで使っていたものがあるってということなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） 受信機の部分は従来使っているものもございまして、いわゆる1対1のものと、それから、すみません、2番のセントラルモニターと申しまして、これは、そういったものを複数の患者さんに対応するもの、いわゆる複数のデータが1つのモニターに映し出されるというものでございまして、そういったもののほうにも飛ばされますし、1対1のものも従来ございまして、そっちに受信機はござい

ますので、今回は送信機、いわゆる書いておりますように専用の受信機の購入のお願いでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 病院事業会計のちょっとタブレットのページを収益的収支のページに戻っていただきたいと、91ページ、タブレット。

県の補助金で新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金ということで、2,368万円が入ってくるような補正になってはいますが、これについて、コロナの関係だとは思いますが、病床確保ということもありますし、ちょっと具体的に説明をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） このたびのコロナの感染症につきまして、日南病院もいわゆる入院確保、そういった入院の患者さんが出た場合に病床を確保ということしております。実際には、4床ないし8床というところで、その病床を運用するために、日南病院の一般病棟にある59床のうち10床をコロナ感染病棟というふうに今回確保しております。このたび、その1床当たり、その補償というような意味合いで、一日1万6,000円掛ける10掛ける、いわゆる県のほうから指定された期日というところで、当初は8月19日から9月の30日まで、これを指示受けております。これが784万、それから11月1日から12月31日分まで1,584万円、締めて2,368万円というふうになっております。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） これが他会計の負担金の△の5,269万円の、ある意味財源にもなったという基金を崩さずに済むという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君） そういった部分の大半を占めてるというふうに理解していただいて結構かと思えます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で、議案第95号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第90号から議案第95号の補正予算関係6議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第95号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第15 令和3年陳情第6号 から 日程第16 令和3年陳情第7号

○議長（山本 芳昭君） タブレット陳情書ファイルをお開きください。

日程第15、令和3年陳情第6号、辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外

・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情、日程第16、令和3年陳情第7号、日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について。

以上、陳情2件は、今期定例会までに受理した陳情につき、1ページの文書表のとおり、日南町議会会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

については、今期定例会の会期中に審査を終了され、12月14日、最終の本会議には委員長報告がなされるようお取り計らい願います。

○議長（山本 芳昭君） 本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって会議を閉じ散会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

12月14日の本会議は別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。

長時間お疲れさまでした。

午後4時17分散会
